

第3編 参 考 資 料

資料1 給水管の塗装(ライニング)による更生工事取扱要領

1 目的

この要領は、広島市の給水区域内における、既設の給水装置及び貯水槽水道の給水管の老朽化に伴う、赤水の発生、給水能力などの、機能低下の回復と給水管の延命を図り、水質の保全等を目的として実施する管内の清掃洗浄及び塗装による管更生工事（以下「更生工事」という。）の適正な施行について必要な事項を定める。

2 更生工事の範囲

更生工事は、分水栓からメーターまでの給水装置部及び止水栓等の弁栓類を除いた範囲を対象とする。ただし、建物内にメーターが設置されている場合は、建物内の給水管についても更生工事の対象とする。

3 更生工事の施行可否の決定

更生工事の施行に当たっては、更生工事施行業者（以下「施行業者」という。）は、広島市水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）と協力して、あらかじめ、施行範囲内給水管の調査を実施し、当該工事の施行の可否を判定する。配管構造について、施行可能であることを確認した後、次項の申込み及び具体的な作業を行うものとする。

4 塗料の確認方法

「給水装置の構造及び材質の基準」に定める浸出性能基準適合証明書（公的機関又は管理者が認めた者が発行したものに限り。）により浸出等に関する基準に適合していることを広島市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が確認したものとする。

5 工事の申込み

- (1) 更生工事を施工する施工業者は、依頼者（申込者）と契約を締結のうえ、広島市水道局指定工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）による広島市水道給水条例第7条第1項に定める工事の申込みを行い、管理者の承認を受けなければならない。
- (2) 更生工事についての申込みは、「給水装置等の設計施工事務取扱要綱」の定めに従い、変更工事として処理するものとする。また、申込みに当たっては、次に掲げる事項を明記したものを添付すること。
 - ア 更生工事に関する確認書（様式3-1-1号）
 - イ 更生工事施工計画書（様式3-1-2号）
 - ウ 塗料の浸出性能基準適合証明書（第三者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる。）

- (3) 指定工事業者は、更生工事に伴い臨時用メーターの設置が必要な場合は、同時に臨時用の工事の申込みを行い承認を受けるものとする。

6 工事の施行

- (1) 更生工事施行範囲より上流側に、配水管への逆流防止措置を施すこと。
- (2) 管内面の清掃及び研磨の完了後、研磨等に起因する漏水発生の有無を確認するため、耐圧検査（水圧検査又は空気圧検査とし、その結果は、写真に記録しておくものとする。）を行い、漏水発生等の不良箇所があるときは、補修又は取替えを行ったうえ、塗装（ライニング）を行うものとする。

また、塗装（ライニング）完了後の通水に当たっては、塗料が十分に乾燥していることを確認し、実施すること。

- (3) 更生工事完了後に、止水栓等の弁栓類を取付けのうえ、当該工事施行部分の耐圧検査を実施するものとする。
- (4) 建物の各戸メーターを取外す場合は、室番、メーター番号、取外し指針及び使用者等を明確にしたうえ、メーター指針に変動がないよう、衛生的、かつ適確な保管をするものとする。

また、貯水槽水道の各戸メーターの取付けは、工事完了後に、管洗浄を行い、適切に設置するものとする。

- (5) 給水装置工事が完了したときは、次に掲げる書類等を当該完成配管図に添付するものとする。
- ア 更生工事施行の一連の工程等（写真を添付）の記録
 - イ 耐圧検査結果（給水装置完成配管図面に記載）
 - ウ 水質検査表（7に定めるものとする。）
 - エ 更生工事施行範囲管路の平面図及び立体図等

7 工事検査

指定工事業者及び施行業者は、当該工事を施行した管内の洗浄を行った後、鉛の水質検査方法（毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分滞留させた水）により採水し、公的検査機関（※1）で水質検査を行い、水道法施行令第6条第2項に基づく浸出等に関する基準に適合しなければならない。

この場合の水質検査項目は、味、臭気、色度、濁度、鉄及びその化合物、TOCのほか、シアン、フェノール等の更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目（※2）とし、あらかじめ更生工事施工計画書に記載するものとする。

また、残留塩素については、施工後0.1mg/l以上を保持していることを確認すること。

（※1）水道法20条第3項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者等

（※2）塗料の浸出性能基準適合証明書にて、検出が確認された項目

8 手数料等の取扱い

(1) 手数料

給水装置部の更生工事における設計審査及び完成検査の手数料は、更生工事を行う給水管の最大口径により徴収する。

(2) 工事監督費等

貯水槽水道の各戸メーター方式における更生工事の立会費は、貯水槽水道立会費と同様に算定し徴収する。

(3) 水道料金

貯水槽水道における更生工事については、当該工事の施行時又は施行後の管内水の排水及び洗浄水相当分を、別に定める「受水槽等清掃用臨時給水認定水量」により使用水量を認定し、水道料金等を算定して徴収する。

なお、給水装置部分における更生工事終了後の管洗浄は、メーターを経由した通常の給水状態で実施することとし、この際の使用水量に伴う水道料金等については、当事者間で協議するものとする。

9 その他

この要領に定めのない事項については、管理者の指示に従うものとし、当該工事に関して、紛議が生じたときは、工事申込者が責任をもって処理解決する旨の更生工事に関する確認書（様式 3-1-1 号）を提出すること。

10 給水管の塗装（ライニング）による更生工事様式類一覧表

様式番号	様式名	参照先
3-1-1 号	更生工事に関する確認書	水道局 HP
3-1-2 号	更生工事施工計画書	水道局 HP

附則	この要領は、昭和 60 年	1 月 10 日から実施する。
附則	この要領は、昭和 61 年	4 月 1 日から実施する。
附則	この要領は、平成 元年	2 月 1 日から実施する。
附則	この要領は、平成 2 年	8 月 1 日から実施する。
附則	この要領は、平成 7 年	4 月 20 日から実施する。
附則	この要領は、平成 10 年	4 月 1 日から実施する。
附則	この要領は、平成 15 年	4 月 1 日から実施する。
附則	この要領は、平成 18 年	4 月 1 日から実施する。
附則	この要領は、平成 25 年	4 月 1 日から実施する。
附則	この要領は、平成 30 年	4 月 1 日から実施する。
附則	この要領は、令和 元年	5 月 1 日から実施する。
附則	この要領は、令和 元年 10 月	1 日から実施する。
附則	この要領は、令和 2 年	4 月 1 日から実施する。
附則	この要領は、令和 3 年	8 月 1 日から実施する。
附則	この要領は、令和 6 年	4 月 1 日から実施する。

資料2 水道直結式スプリンクラー設備に関する取扱要領

1 目的

消防法施行令の一部を改正する政令及び消防法施行規則の一部を改正する省令が公布され、小規模社会福祉施設に設置されることとなった特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲（以下、「水道直結式スプリンクラー設備」という。）については、水道法の適用を受けることから適正な運用を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 工事の施行

水道直結式スプリンクラー設備の設置又は変更する給水装置工事（以下「工事」という。）は、広島市水道局指定給水装置工事事業者（以下、「指定工事事業者」という。）が消防法に規定された消防設備士の指導の下に行うものとする。

また、消防法令に規定された事項については、消防設備士が責任を負い、所管消防署等に届け出ること。

3 工事の申込み

工事をしようとする者は、指定工事事業者による広島市水道給水条例第7条第1項に規定する工事の申込みを行い、広島市水道事業管理者（以下「管理者」という。）の承認を受けること。

また、「水道直結式スプリンクラー設備申請フロー」を理解し、「水道直結式スプリンクラー設備に関する確認書（様式3-2-1号）」等の必要書類を工事の申込みの際に添付すること。

4 設計時の注意事項

- (1) 工事の設計をしようとする者は、設計着手前に当該建物の設計水圧を決めるため、直結給水事前協議申請書（中高層建物直結給水施行基準〔様式2-1号〕）に必要事項を記入し、関係図面を添えて工事場所ごとに所管する水道局の各管理事務所（以下「管理事務所」という。）に協議を申込みこと。
- (2) 設計水圧は、配水管の最小動水圧をもとに管理者が決定し、直結給水事前協議回答書（中高層建物直結給水施行基準〔様式2-2号〕）により回答する。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備の設置のために必要な水理計算は、消防設備士が配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について、(2)による設計水圧の回答をもとに行うこと。
- (4) 水理計算結果は、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られるものであること。
- (5) 水道直結式スプリンクラー設備は、水道メーターの下流側に設置すること。ただし、メーター口径の決定にあたっては、利用者に周知することをもって、他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用を想定できることから、スプリンクラー設備に係る器具給水負荷単位の加算を行わないことができる。

- (6) 水道直結式スプリンクラー設備は、消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。
- (7) 水道直結式スプリンクラー設備の配管は、停滞水及び停滞空気の発生しない構造となっていること。
- (8) 給水装置工事の配管図に使用する水道直結式スプリンクラー設備配管の表示線は、給水装置等の設計施工事務取扱要綱の「直結給水配管（新設の場合は、赤色の破線）」又は「増圧装置以降の給水配管（新設の場合は、赤色の一点鎖線）」とし、当該設備の平面図及び系統図等は他の給水配管と区別するため、別に作成記入すること。

5 施工時の注意事項

- (1) 水道直結式スプリンクラー設備のうち湿式（末端配管部分まで常時通水している方式）の配管は、行き止まり配管等水が停滞する構造とならないよう、末端部に日常的に飲用以外で使用される給水器具（トイレ等）を設置すること。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の末端部に給水器具を設置することが困難な場合は、乾式（電磁弁等の作動時以外は、末端配管部まで通水されない方式）とし、電磁弁等までの停滞水の逆流を防止するため、当該設備の分岐部に逆止弁の設置をするなど適切な措置を講じること。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備が結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与えるおそれのある場合は、適切な防露措置を講じること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備の末端部に放水確認を行うための試験用装置を設置する場合は、設置位置及び構造について所管消防署等と協議すること。また、飲用に使用されないよう適切な措置を講じること。

6 硬質ポリ塩化ビニル管使用時の注意事項

(1) 作業手順

硬質ポリ塩化ビニル管に接着剤を用いる工法においてヘッドを取り付ける際は、先に配管と給水栓用ソケットを接合し、その接合部に用いた接着剤が十分に乾燥していることを確認した後に、給水栓用ソケットにヘッドをねじ込み接合すること。

(2) 接合における接着剤の塗布

接着剤は、種類により塗布に必要な分量が異なるため、それぞれ製品の適量とし、均一に薄く塗布すること。

(3) 十分な乾燥

接着剤の種類によって固着するまでの時間が異なるため、それぞれ製品における養生時間を確保し、十分に乾燥させること。

(4) 管の面取り

接着接合に使用する管は、所定の面取りを行うこと。なお、面取りをしない場合は、接着剤塗布面の接着剤が管や継手内に掻き出され、膜張り現象による閉塞や接着不良が発生することがあること。

(5) その他

透明な給水栓用ソケット等を用いることで、外側から接合部の接着剤の状況が目視できる方法があること。

7 その他

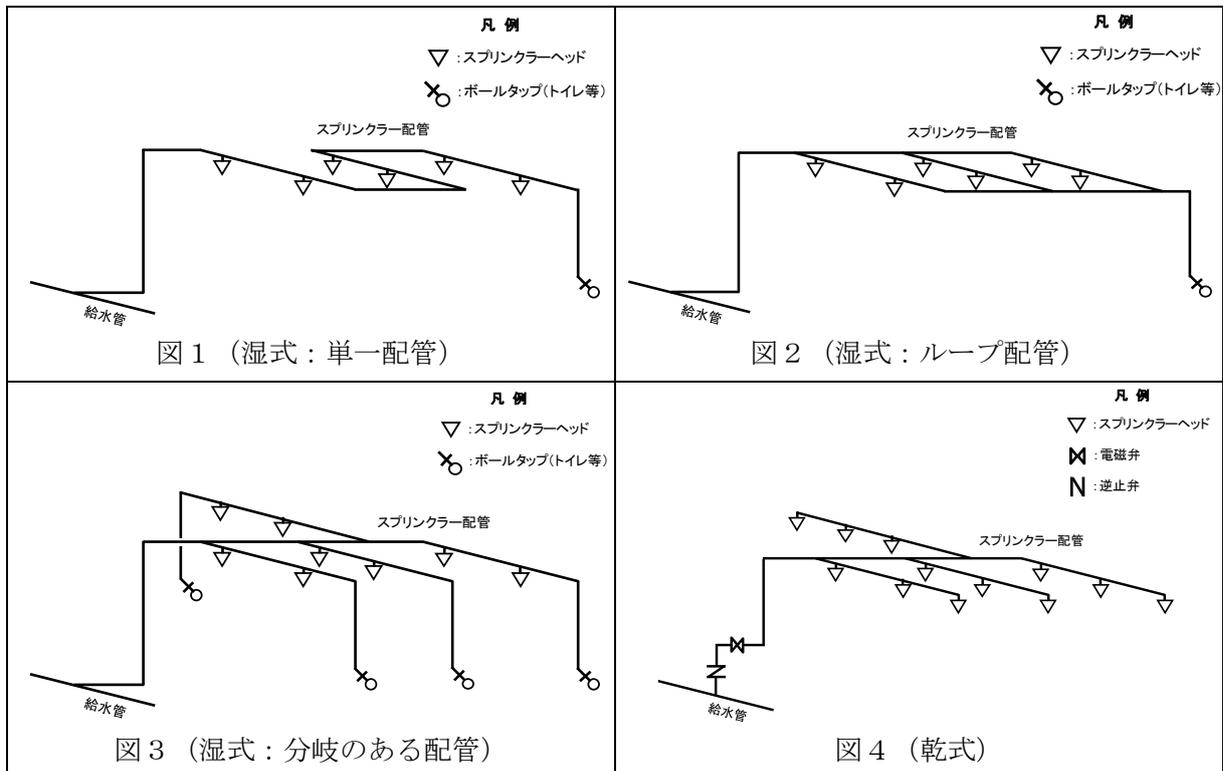
- (1) 水道直結式スプリンクラー設備の設置者（工事申込者）は、「水道直結式スプリンクラー設備に関する確認書」の内容を十分に理解し、適正な維持管理を行うこと。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の設置者（工事申込者）又は使用者は、当該設備を介して連結している給水器具からの通水の状態に留意し、異常があった場合は、当該設備の設置又は変更の給水装置工事を行った者に連絡し、適切な措置を講じること。
- (3) (2)に資するため、水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示すること。
- (4) この要領に定めのない事項については、管理者の指示に従うものとする。

8 水道直結式スプリンクラー設備に関する様式類一覧表

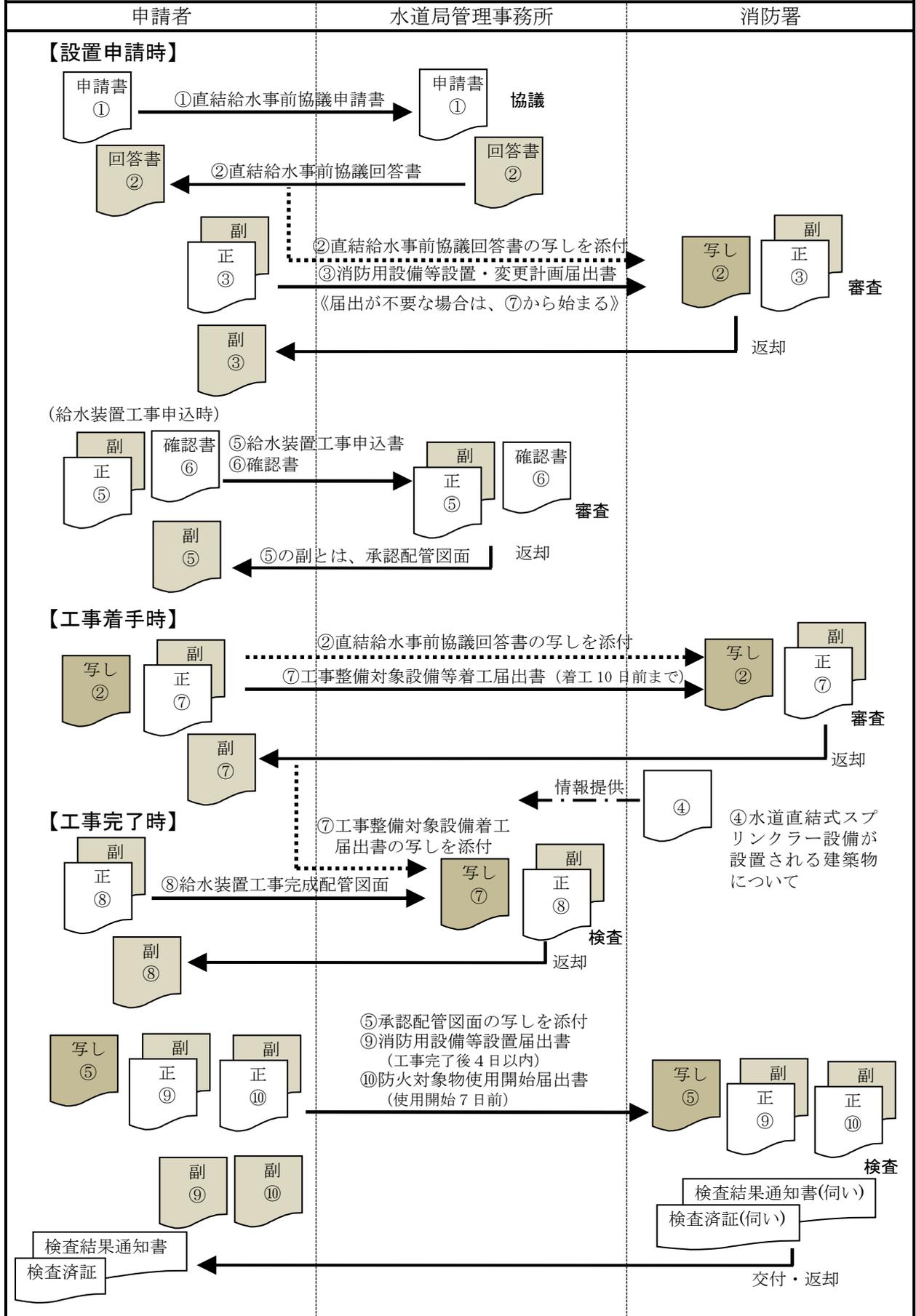
様式番号	様式名	参照先
3-2-1号	水道直結式スプリンクラー設備に関する確認書	水道局 HP

- 附 則 この要領は、平成25年 4月 1日から実施する。
 附 則 この要領は、平成26年 4月 1日から実施する。
 附 則 この要領は、平成28年 4月 1日から実施する。
 附 則 この要領は、令和 元年 5月 1日から実施する。
 附 則 この要領は、令和 2年 4月 1日から実施する。

水道直結式スプリンクラー設備の給水方式の例



水道直結式スプリンクラー設備申請フロー



資料3 給水補助加圧装置設置基準

第1章 総則

第1節 目的

この基準は、戸建住宅の2、3階へ設置する給水器具のうち、吐出圧力、吐出水量等の確保が懸念される一部の器具へ補助加圧するために、給水装置に直結して給水補助加圧装置を設置する給水装置工事の設計、施工等について必要事項を定め、適正な運用を確保することを目的とする。

第2節 対象建物及び対象給水器具

対象建物は、建物の3階までに直結給水する戸建住宅とし、対象給水器具は、2、3階に設置する給水器具とする。

第3節 事前協議

1 事前協議

協議申込者は、設計着手前に当該建物の設計水圧を決めるため、直結給水事前協議申請書（中高層建物直結給水施工基準〔様式2-1号〕）に必須事項を記入し、関係図面を添えて所管の管理事務所に申し込むものとする。

2 設計協議

協議申込者は、当該建物が本基準を満足していることを確認するため、給水設計協議確認書（中高層建物直結給水施工基準〔様式2-3-1号～2-3-2号〕）に必要事項を記入し、次に掲げる関係図面を添えて所管の管理事務所に申し込むものとする。

(1) 建築物の平面図及び系統図

給水管及び取り付け器具等の詳細がわかるもの。

(2) 水理計算書（中高層建物直結給水施工基準〔様式2-3-5号～2-3-7号〕）

設計水圧に基づき配水管分岐部から給水補助加圧装置までの水理計算を行い、給水補助加圧装置流入口で最小動水圧が0.05MPa未満とならないこと及び所要の吐出圧力、吐出流量が得られることを確認すること。

第2章 給水装置の設計・施工

第1節 設計水圧

水理計算に用いる設計水圧は、配水管の最小動水圧を基に管理者が決定し、原則として、配水管の最小動水圧から0.05MPa差し引いた値とする。

第2節 水理計算

1 同時使用水量及び給水管の口径の決定

同時使用水量の算出方法については、給水装置等の設計施工事務取扱要綱第2章第5節「計画使用水量の決定」によるものとし、給水管の口径の決定に当たっては同要綱第2章第6節「給水管の口径の決定」によるものとする。

2 水理計算方法

水理計算は、中高層建物直結給水施工基準第2章第5節「水理計算方法」の直結増圧方式の場合に準じて行うこと。

第3節 給水補助加圧装置

- 1 給水補助加圧装置は、配水管の水圧に悪影響を及ぼさない十分な性能を有するもので、かつ、装置の一次側の水圧が0.05MPa以下となる場合には自動停止するものであること。
- 2 給水補助加圧装置は、水道メーターの器差に影響を及ぼさないものであること。
- 3 給水補助加圧装置の吐出圧力は、0.35MPa以下のものであること。
- 4 給水補助加圧装置の吐出流量は、設置する水道メーターに対して、給水装置等の設計施工事務取扱要綱第2章第4節「水道メーターの口径の決定」のメーター適用基準表での1時間最大流量に収まるものであること。
- 5 給水補助加圧装置は、逆止弁と同時に設置すること。
- 6 給水補助加圧装置は、1給水装置に1つ、水道メーターの流出側に設置すること。
- 7 給水補助加圧装置の設置に当たっては、凍結防止措置を施すとともに、装置の漏水等の際にも排水が十分にできるように配慮すること。また、定期点検や保守管理のために必要な空間を確保すること。

第4節 水道メーター

設置する水道メーターの口径の選定については、給水装置等の設計施工事務取扱要綱第2章第4節「水道メーターの口径の決定」の器具給水負荷単位によるものとする。

第3章 維持管理

給水補助加圧装置の設置者は、給水装置工事申込み時に「給水補助加圧装置に関する承諾書」（様式3-3-1号）を提出するとともに、給水補助加圧装置の点検を定期的に行う等適切な維持管理を行うこと。

第4章 給水補助加圧装置設置様式類一覧表

様式番号	様式名	参照先
3-3-1号	給水補助加圧装置に関する承諾書	水道局 HP

附則 この基準は、平成16年 4月 1日から実施する。

附則 この基準は、令和 元年 5月 1日から実施する。

附則 この基準は、令和 2年 4月 1日から実施する。

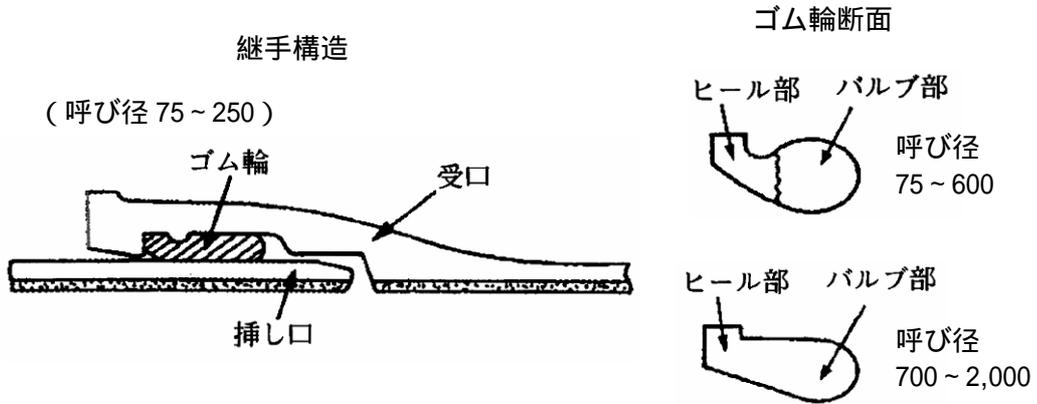
R6.4.1

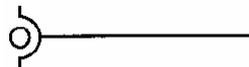
区分		定義	管理方法等	検査	備考
専用水道		1. 井戸水等が水源に含まれる場合 (1) 100人超の居住者に水を供給 (2) 1日最大給水量が20m ³ 超 2. 水道事業から供給を受ける水のみを水源とする場合 (1) 口径25mm以上の導管1500m超 (2) 貯水槽の有効容量の合計100m ³ 超	<ul style="list-style-type: none"> 所有者は都道府県知事に、布設前の確認、新設時の申請を行い、水質検査、施設検査を行う 水道技術管理者を置き、定期又は臨時の水質検査を実施 色、濁り、残塩： 1日1回（給水栓で0.1mg/ℓ以上） 水質：水質基準省令の項目； 規定の期間に1回検査施設を設置するか、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者への委託により実施		
貯水槽水道	簡易専用水道	ビル管理法適用水道 1. 建築物の延べ面積3000m ² 以上の次のもの (1) 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場 (2) 店舗又は事務所 (3) 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所を含む） (4) 旅館 2. 建築物の延べ面積8000m ² 以上の学校教育法第1条に規定する学校	所有者は建築物環境衛生管理技術者を選任し、管理させ、維持管理に関する帳簿書類を備えること 残塩： 7日以内ごとに1回 0.1mg/ℓ以上 水質：水質基準省令の特定の項目；6月以内ごとに1回 消毒副生成物項目； 毎年6/1～9/30に1回 清掃： 1年以内ごとに1回	毎年1回以上、定期的に地方公共団体の機関又は登録検査機関へ管理の状況を示す書類を提出し、提出書類検査を受けること	建築物飲料水水質検査業及び建築物飲料水貯水槽清掃業の都道府県知事による登録制度があり、その登録業者に検査又は清掃を依頼するよう指導されている
			水道事業から供給を受ける水のみを水源とし、貯水槽の有効容量の合計が10m ³ を超えるもの	設置者又は使用者の管理 清掃： 毎年1回以上、定期 水質： 給水栓における水の色、味等に注意し、異常のときは水質検査	毎年1回以上、定期的に地方公共団体の機関又は登録検査機関の検査を受けること
	貯水槽小規模水道	水道事業から供給を受ける水のみを水源とし、簡易専用水道に含まれないもの	設置者が、簡易専用水道に準じた管理を行うこととしている	設置者による自主検査	
給水装置（直結方式）		水道事業者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具	装置：所有者又は使用者の管理 水質：給水栓の残塩0.1mg/ℓ以上（水道事業者の管理）		

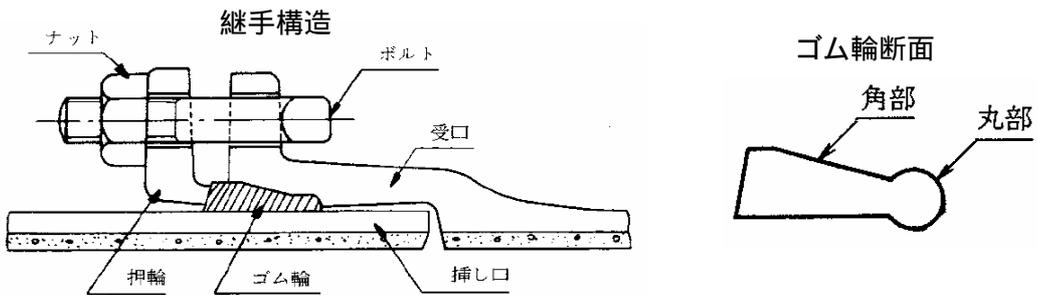
※広島県の簡易専用水道の登録検査機関は(財)広島県環境保健協会等

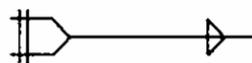
資料5 鑄鉄管の継手構造

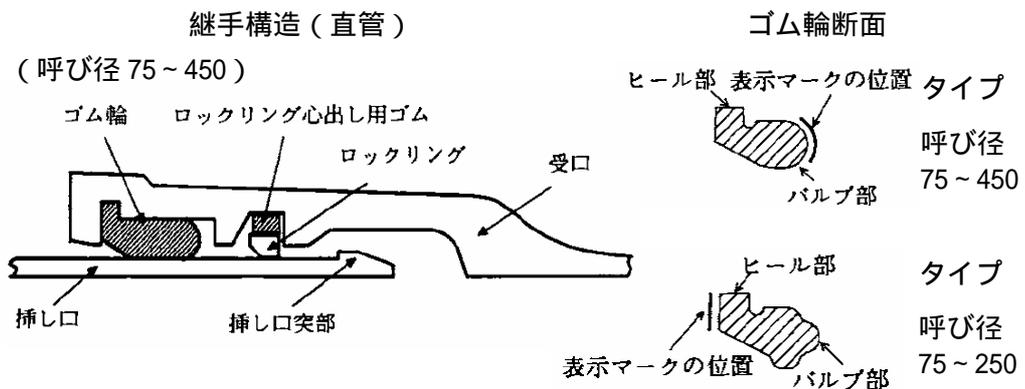
1 T形ダクタイル鑄鉄管 略記号：



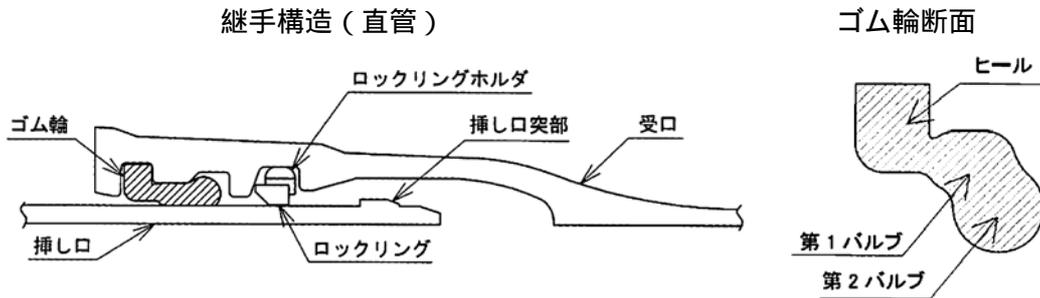
2 K形ダクタイル鑄鉄管 略記号：

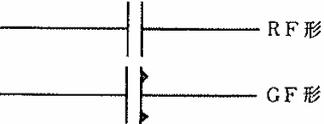


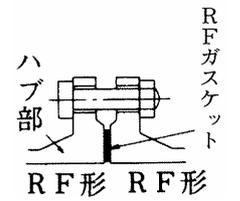
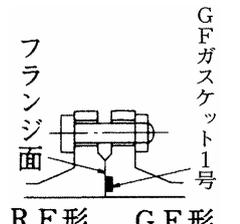
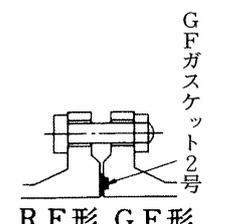
3 NS形ダクタイル鑄鉄管 略記号：



4 G X形ダクティル鑄鉄管 略記号: 



5 フランジ形ダクティル鑄鉄異形管 略記号: 

項目 \ 形式	大平面座形	溝 形	
		メタルタッチの場合	メタルタッチでない場合
継手組み合わせ	RF形 - RF形	RF形 - GF形	RF形 - GF形
ガスケット	RF形	GF形1号	GF形2号
フランジ面間	離れている	接触している	離れている
継手構造			

大平面座形は、呼び圧力7.5Kのフランジの場合のみ

資料6 口径変更係数の作成方法

口径別動水勾配比率

給水装置の水力計算において、分岐以降の給水管口径が異なる場合には、計算を容易にするために、次表を参考に同一口径に換算することができる。

なお、この表は、流量、水圧及び摩擦損失水頭を同一にしたときの管延比率である。

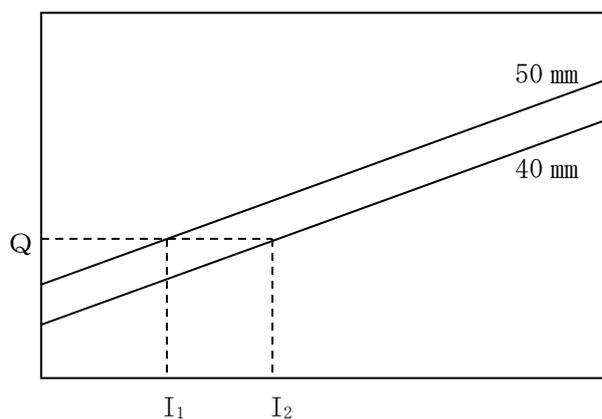
口径(mm) \ 口径(mm)	13	20	25	40	50
13	1.0				
20	7.4	1.0			
25	20.0	2.8	1.0		
40	180.0	25.0	9.0	1.0	
50	500.0	70.0	25.0	2.9	1.0

1 設定条件 口径40mmを50mmに変換

2 作成方法

(1) ウェストン図表により、Qを適当に設定し、50mm、40mmの動水勾配をしらべる。

ウェストン図表



Q = 流量 (ℓ / 秒)

I_1 = 50mm動水勾配 (%)

I_2 = 40mm " (%)

$\frac{I_2}{I_1}$ = 比率 = 変換係数

L_1 = I_1 に対応する換算長

L_2 = I_2 " "

Q	I ₁	I ₂	$\frac{I_2}{I_1}$	
1.2	→ 10	→ 28	2.8	} <u>2.9</u> とする
3.0	→ 55	→ 165	3.0	
5.0	→ 140	→ 400	2.86	
7.0	→ 255	→ 760	2.98	
10.0	→ 500	→ 1,500	3.0	

(2) 50 mmの I₁ と 40 mmの I₂ の比率を計算する。

例 $\frac{I_2}{I_1} = \frac{28}{10} = 2.8 \dots \dots$ 変換係数

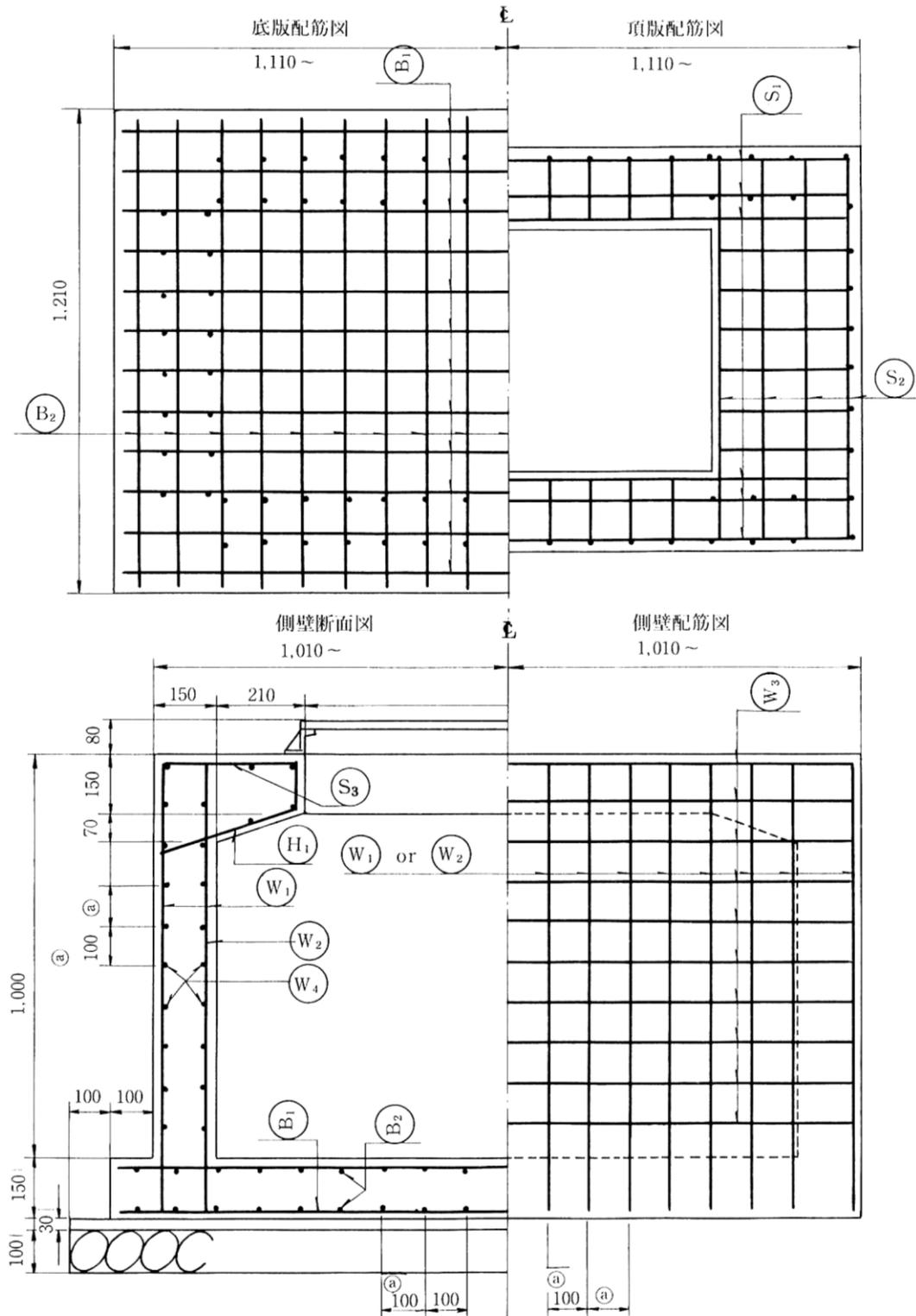
3 変換係数が即換算延長の比率となる理由

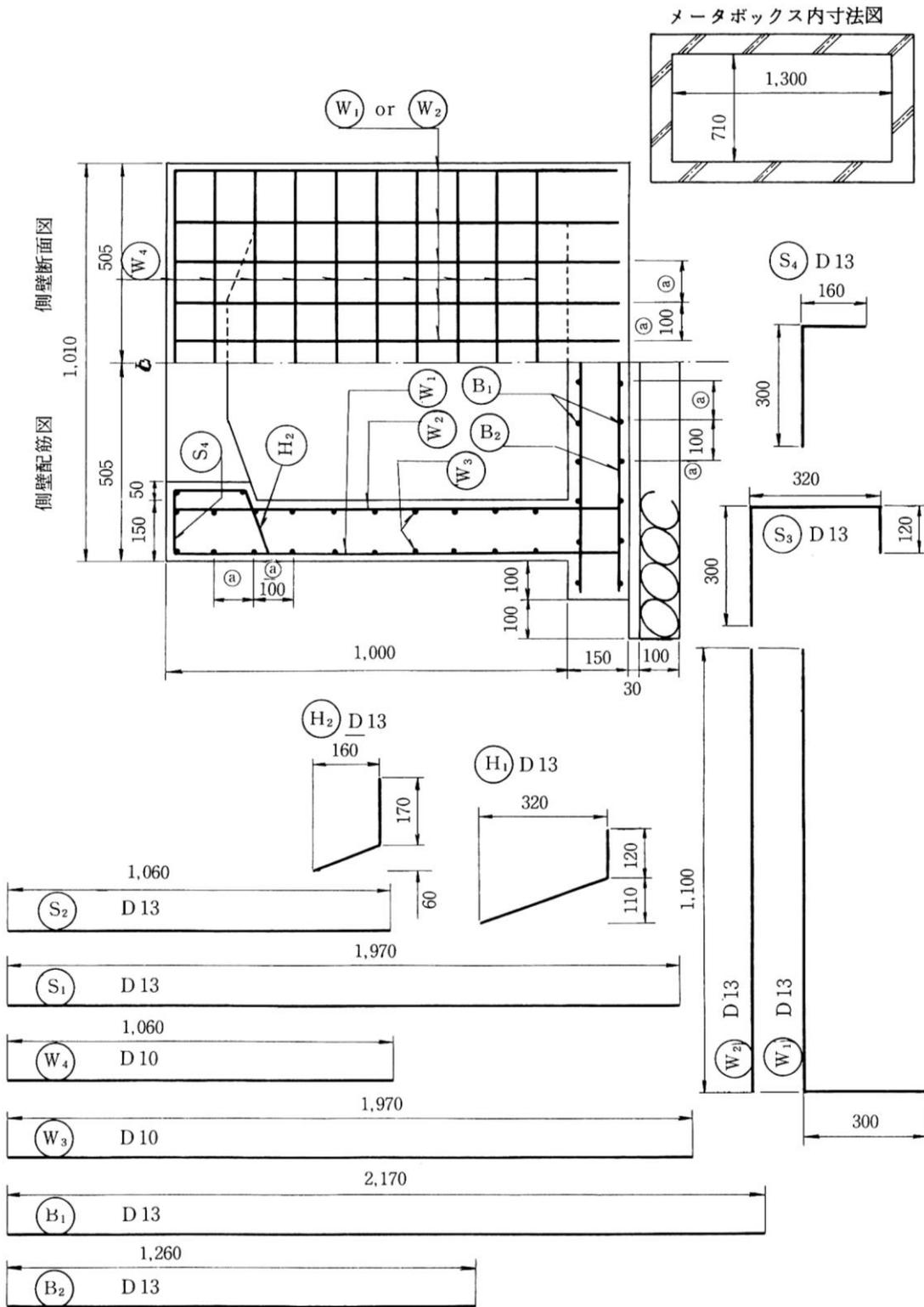
(1) 口径 50 mm → 40 mm に変化しても、Q、P は一定である。

(2) 動水勾配の変化は $I_1 = \frac{H}{L_1}$ (50 mm) … 対 … $I_2 = \frac{H}{L_2}$ (40 mm) → 比率 = $\frac{I_2}{I_1} = \frac{\frac{H}{L_2}}{\frac{H}{L_1}} = \frac{L_1}{L_2}$

$\frac{I_2}{I_1} = \text{比率} = \frac{L_1}{L_2}$ 故に $L_1 = \text{比率} \times L_2$

資料7 メーターボックスの標準配筋図（100mmの場合）





資料8 地盤沈下による管折れ防止対策

埋立地等で地盤沈下の起こるおそれのある場所において、給水管を建物内に引き込む箇所にあつては、フレキシブルジョイント、ポリエチレン伸縮管等を取り付けること（図は、鋼管使用例である。）

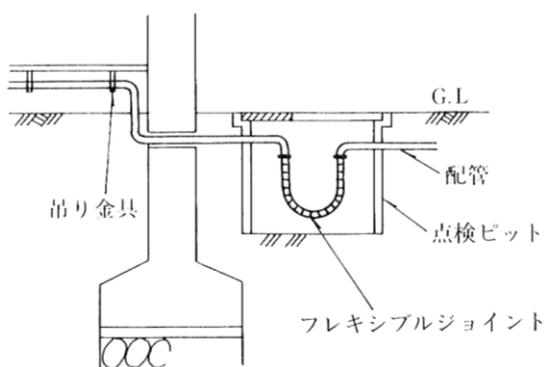
1 フレキシブルジョイント及びポリエチレン伸縮管

- (1) 給水管を建物内に引き込む場合又は建物等に固定した管から分岐して散水栓等を設置する場合にあつては、図ア、図イのようにフレキシブルジョイント又はポリエチレン伸縮管を設置して、地盤沈下のひずみを吸収すると共に、荷重の支点移動を図ること。
- (2) 横走り配管は、図ウのように管支持台の上に乗せて確実に固定すること。
- (3) 給水管の布設延長が長い場合にあつては、図エ、図オのような配管をして、不等地盤沈下のひずみを吸収させること。

2 施工上の注意事項

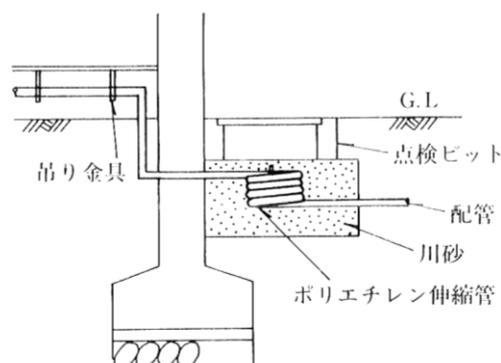
- (1) フレキシブルジョイント又はポリエチレン伸縮管を設置した個所は、必ず動作確認、保守点検、維持補修等が、いつでも容易にできるような構造とすること。
- (2) 配管途中には、絶対に重量物を載せないこと。
- (3) 埋設深度は、必要以上に深くしないこと。
- (4) 建物内の配管は、必ず建物に確実に固定するか、配管ピット内に設けること。
- (5) 分岐個所から建物内までの間において、沈下をしない構造のものの上を横断する場合にあつては、その前後に地盤沈下のひずみを吸収できる配管をすること。

ア



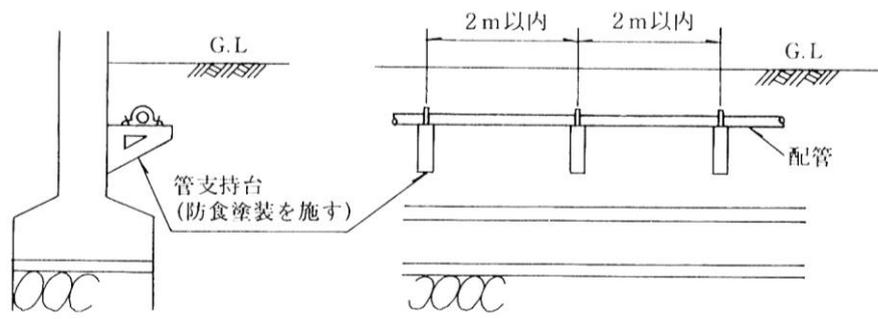
※使用方法等詳細図は図カ参照

イ

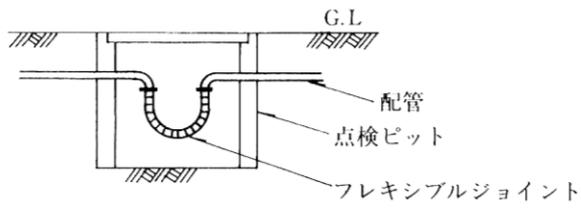


※使用方法等詳細図は図キ参照

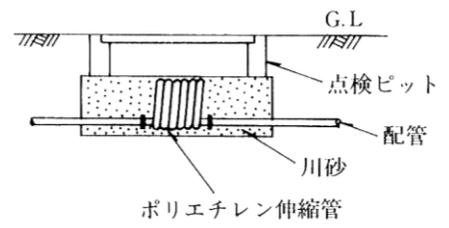
ウ



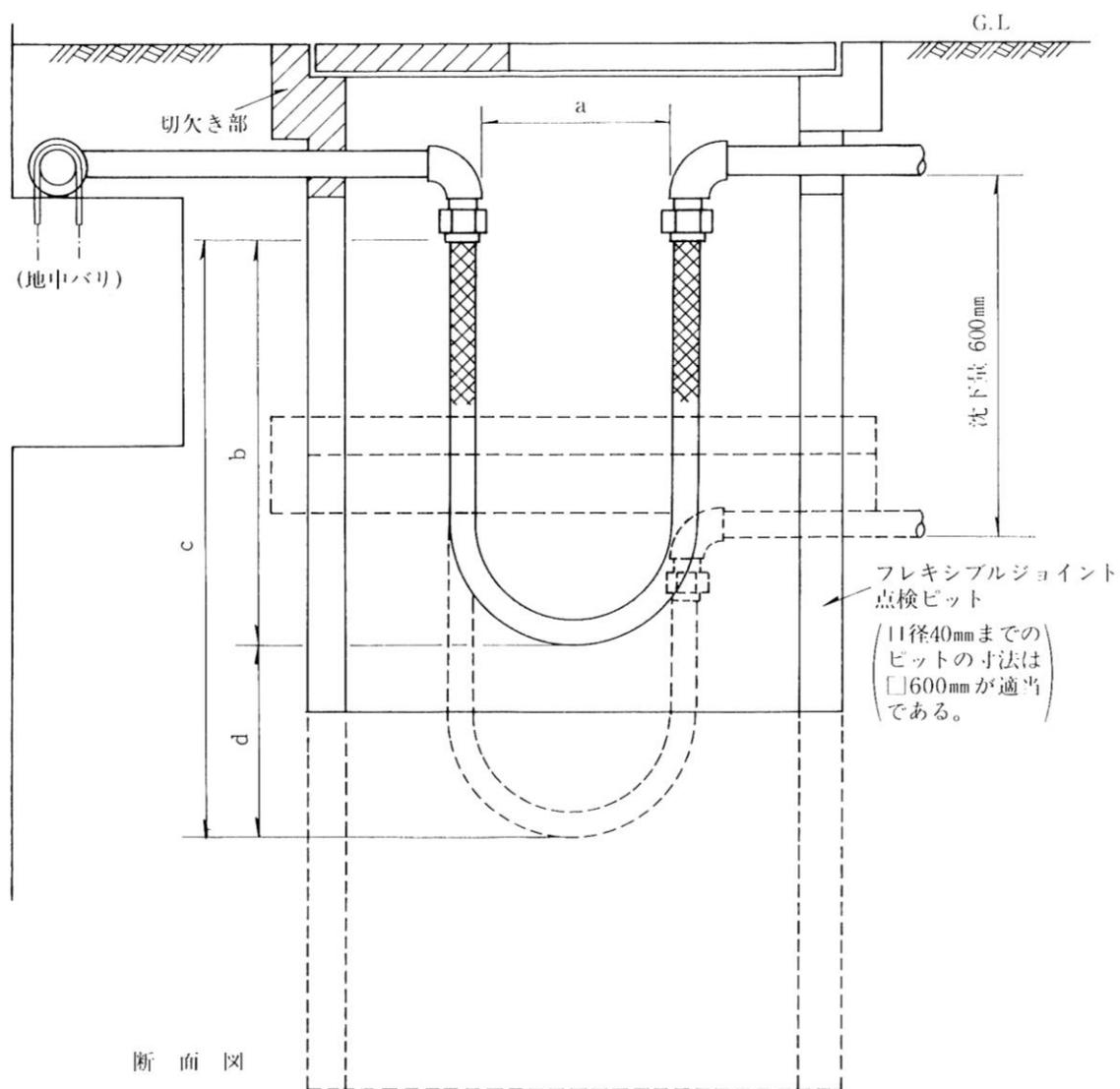
エ



オ



カ フレキシブルジョイント使用方法詳細図

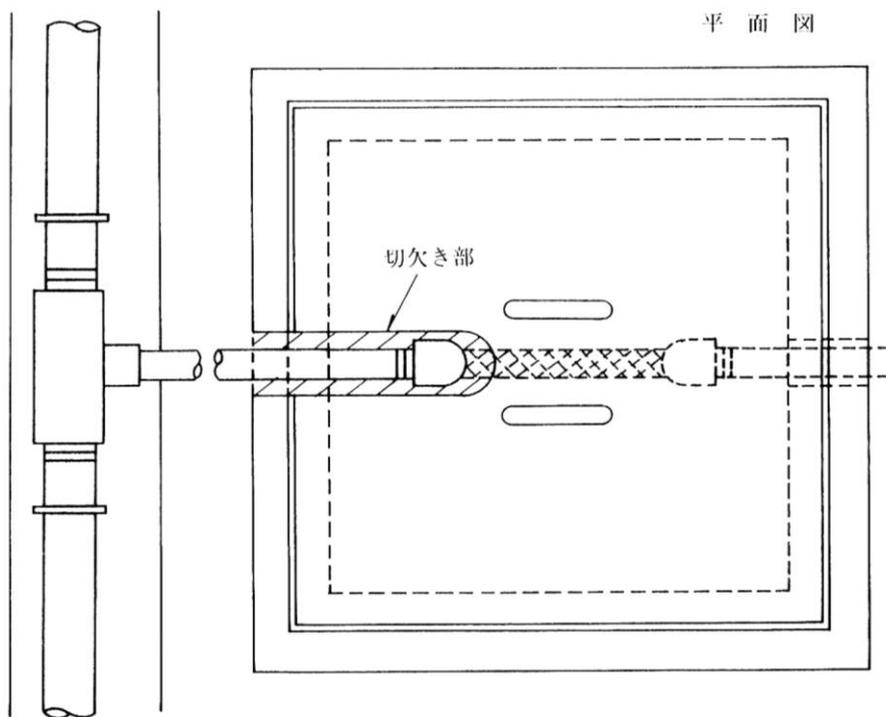


沈下量600mmの場合の各寸法（建物は沈下しないものとする。）

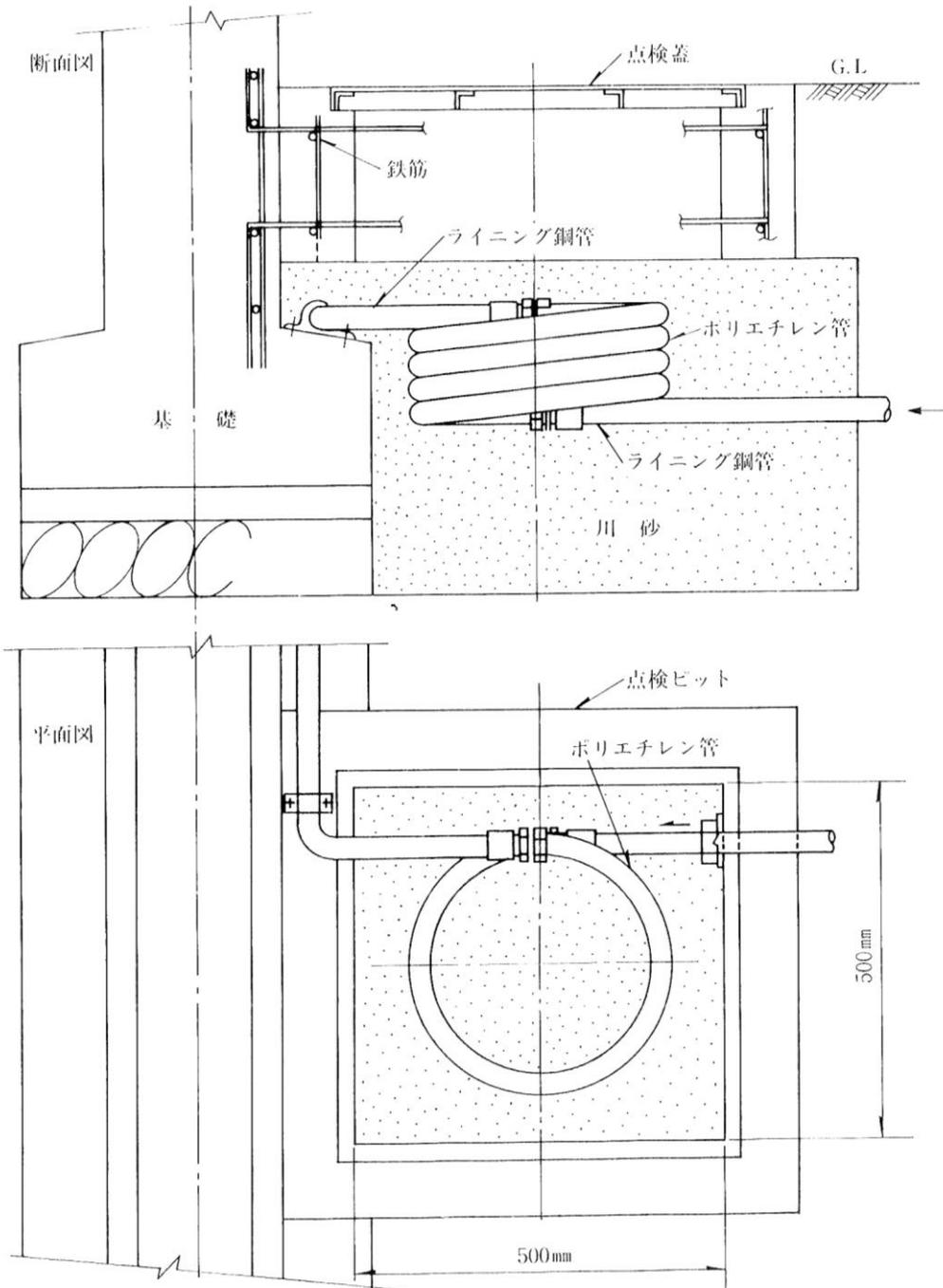
(単位：mm)

口径×全長	a	b	c	d	ピット深さ
20A×1,100	200	493	793	300	830以上
25A×1,200	240	532	832	300	830以上
40A×1,450	360	622	922	300	830以上

平面図



キ ポリエチレン伸縮管使用方法詳細図



- 注 1 ポリエチレン伸縮管の巻数は、4巻を標準とする。
- 2 点検ピットは、さし筋等により建物等の基礎と一体構造とすること。

資料9 給水装置の基準適合について

(1) 性能基準の適用例

給水装置の種類		性能基準						
		耐圧	浸出	水撃限界	逆流防止	負圧破壊	耐寒	耐久
給水管		● ①	●				△ ⑨	
給水栓	飲用	● ①	●	● ②	○ ⑤	○ ⑦	△ ⑨	
	飲用以外	● ①		● ②	○ ⑤	○ ⑦	△ ⑨	
バルブ		● ①	●	※ ②③			△ ⑨	● ⑩
継手		● ①	●				△ ⑨	
浄水器		● ①	●		○ ⑤			
湯沸器	飲用	● ①	●	※ ②④	○ ⑤	○ ⑦	△ ⑨	
	飲用以外	● ①			○ ⑤	○ ⑦	△ ⑨	
逆流防止装置		● ①	●		● ⑥	○ ⑧	△ ⑨	
水撃防止器		● ①	●	●			△ ⑨	
ユニット器具	飲用	● ①	●	○ ②	○ ⑤	○ ⑦	△ ⑨	
	飲用以外	● ①		○ ②	○ ⑤	○ ⑦	△ ⑨	
家電器具類	飲用	● ①	●	○ ②	○ ⑤	○ ⑦	△ ⑨	
	飲用以外	● ①		○ ②	○ ⑤	○ ⑦	△ ⑨	

凡例：●例外なく求められるもの

○一般に求められるもの

△求められる場合があるもの

※限定的に求められるもの

①～⑩表中の性能基準の適用の説明

- ① 最終の止水機構の流出側に設置される給水用具（シャワーヘッド等）については、耐圧性能基準の対象外。

止水機構を有する器具であって、通常の使用状態において、器具の流出側が大気に開口されているもの（水栓のカランの部分）の2次側の部分は、耐圧性能基準の対象外。

- ② 水撃性能基準を満たしていない給水用具を使用する場合には、その上流側に近接して水撃防止器具を設置する等の水撃防止措置を講ずること。

- ③ 電磁弁が対象。

- ④ 元止め式瞬間湯沸器等が対象。
- ⑤ 逆流防止装置を内部に備えた給水用具が対象。
水が逆流するおそれのある場所で、逆流防止性能基準を満たしていない器具を用いる場合には、逆流防止性能基準もしくは負圧破壊性能基準に適合する給水用具の設置、又は規定の吐水口空間の確保のいずれかを行うこと。
- ⑥ 逆止弁、減圧式逆流防止器が対象。
- ⑦ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具、水受け部と吐水口が一体構造であり、かつ水受け部の越流面と吐水口の間が分離されることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（ボールタップ付きロータンク、冷水機、自動販売機、貯蔵湯沸器等）が対象。
- ⑧ 減圧式逆流防止器が対象。
- ⑨ 凍結のおそれのある場所に設置されている給水用具が適用されるが、この基準を満たしていない場合には、別途凍結防止装置を講ずればよい。
- ⑩ 弁類（減圧弁、安全弁（逃し弁）、逆止弁、空気弁及び電磁弁）が対象。給水用具の内部に備え付けられているものを除く。

(2) 基準適合の確認方法

個々の給水装置がどの項目について基準を満足しているのかについての情報は、製造業者（自己認証）に問い合わせるか、第三者認証機関（第三者認証）のホームページに掲載されているものを利用する。

名 称	ホームページアドレス
(社) 日本水道協会 (JWWA)	http://www.jwwa.or.jp/center/
(財) 日本燃焼機器検査協会 (JHIA)	http://www.jhia.or.jp/
(財) 日本ガス機器検査協会 (JIA)	http://www.jia-page.or.jp/
(財) 電気安全環境研究所 (JET)	http://www.jet.or.jp/

そのほか、国土交通省の設置している「給水装置データベース」に掲載されている。

名 称	ホームページアドレス
国土交通省給水装置データベース	https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00005.html

項目 引込 口径	分岐材料及び方法	管種	継手の形式	管の被覆	配管の支持	止水栓又は 仕切弁	備考
25mm	水道用サドル付分水栓(A形) φ150×φ25 φ200×φ25 JWWA B 117 (管軸方向取出し) 人力穿孔機にて穿孔する。	水道用内外面硬質塩化ビ ニルライニング鋼管(S GP-VD) JWWA K 116 φ25	水道用樹脂コーテ ィング管継手外面 防食被覆のもので、 管端コア内蔵形 のもの。	SGP-VD 使用のため、管被 覆は、施行しない。	形鋼にて製作し、 溝内1か所、溝外 1か所支持	宅地内にボール止 水栓 φ25 止水栓ボックス 乙	
40mm	同上 φ150×φ40 φ200×φ40 JWWA B 117	同上 φ40	同上	同上	同上	宅地内に緩速装置 付ボール止水栓 φ40 止水栓ボックス	
50mm	同上 φ150×φ50 φ200×φ50 JWWA B 117	同上 φ50	同上	同上	同上	宅地内に緩速装置 付ボール止水栓 φ50 止水栓ボックス	
75mm	耐震型不断水用丁字管 不断水用丁字管 φ150×φ75 φ200×φ75 ただし、JWWA規格はなし。	水道用ダクタイル鋳鉄管 φ75 JWWA G 113 JWWA G 120	GX形 NS形 一部フランジ継手	溝内 自己融着テープ 1/2重ね巻き 埋設部 ポリスリーブ被覆	形鋼にて製作し、 溝内1か所支持	宅地内に水道用ソ フトシール仕切弁 φ75 仕切弁ボックス	
100mm	耐震型不断水用丁字管 不断水用丁字管 φ150×φ100 φ200×φ100 ただし、JWWA規格はなし。	水道用ダクタイル鋳鉄管 φ100 JWWA G 113 JWWA G 120	GX形 NS形 一部フランジ継手	溝内 自己融着テープ 1/2重ね巻き 埋設部 ポリスリーブ被覆	形鋼にて製作し、 溝内1か所支持	宅地内に水道用ソ フトシール仕切弁 φ100 仕切弁ボックス	

資料 1 1 給水装置工事における技能を有する者

配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。(水道法施行規則第 36 条第 2 号)

この水道法施行規則のもと、広島市水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条第 2 号に規定している技能を有する者の資格名称と施工範囲は下表のとおりとする。

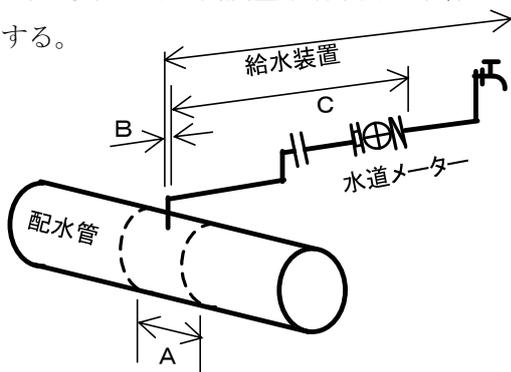
施工範囲 資格名称	A (切管分岐)		B (不断水分岐)		C (給水管配管)	
	配水管種		分岐材料		給水管種	
	铸铁管	合成樹脂管 鋼管	サドル付分水栓	不断水用 T 字管 (耐震型も含む)	铸铁管	合成樹脂管 鋼管
広島市水道局						
広島市水道局配管工 (平成 9 年度まで試験実施)	○	○	○	○	○	○
(公益社団法人) 日本水道協会						
配水管工技能講習会 修了者	○	—	—	△	○	—
(一般社団法人) 日本ダクタイル鉄管協会						
日本ダクタイル鉄管協会接合講習会 修了者 (平成 19 年から開催の JDPA 継手接合研修会受講者を除く。)	○	—	—	△	○	—
(公益財団法人) 給水工事技術振興財団						
給水装置工事配管技能検定会 合格者 (平成 24 年度から開催)	—	○	○	△	—	○
給水装置工事配管技能者講習会 修了者 (平成 23 年度まで開催)	—	○	○	△	—	○
給水装置工事配管技能者 認定者 (給水装置工事配管技能者認定協議会)	—	○	○	△	—	○
職業能力開発促進法に規定する配管技能士 ・一級 ・二級 ・三級 (建築配管作業)・(国家資格)	—	—	—	—	—	○
職業訓練校の配管課程修了者 (広島県立広島高等技術専門学校には課程がない。)	—	—	—	—	—	○

(注 1) 施工範囲について、○は施工可、—は施工不可、△は資格の他に施工実績を確認し施工可とする。

(注 2) 国土交通省の管工事施工管理技士(1 級・2 級)は実技試験を実施していないため、技能を有する者に該当しない。

(注 3) 上記の資格名称又は施工範囲以外の場合、適切に作業が行える技能を有する者であることを工事履歴書及び施工実績の提出により確認できたときは施工可とする。

(注 4) 可とう性のある耐震型不断水用 T 字管については、各メーカーから発行される講習修了証を確認し施工可とする。



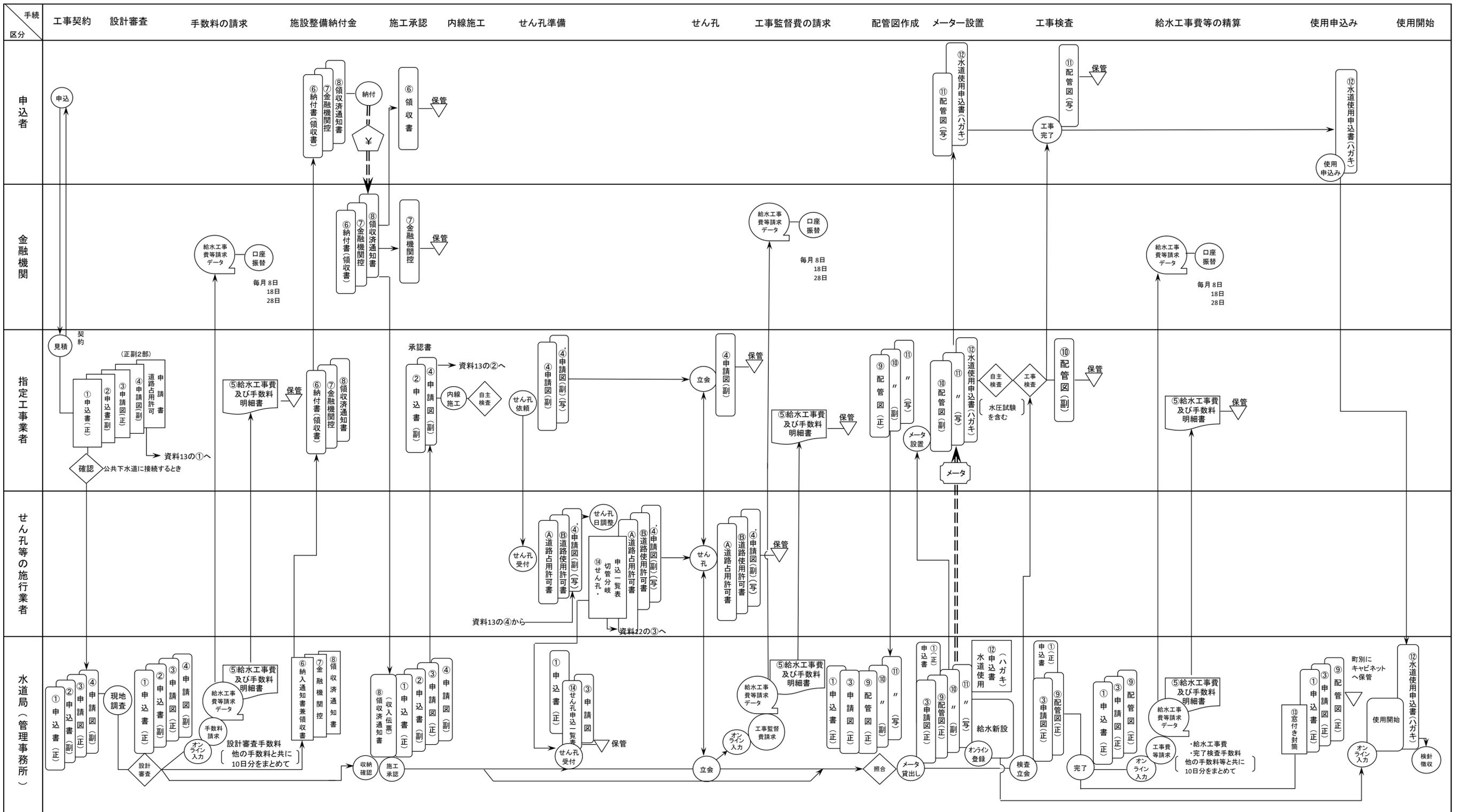
凡例

A : 配水管の切管を伴う分岐 (切管分岐)

B : 不断水工法による分岐 (不断水分岐)

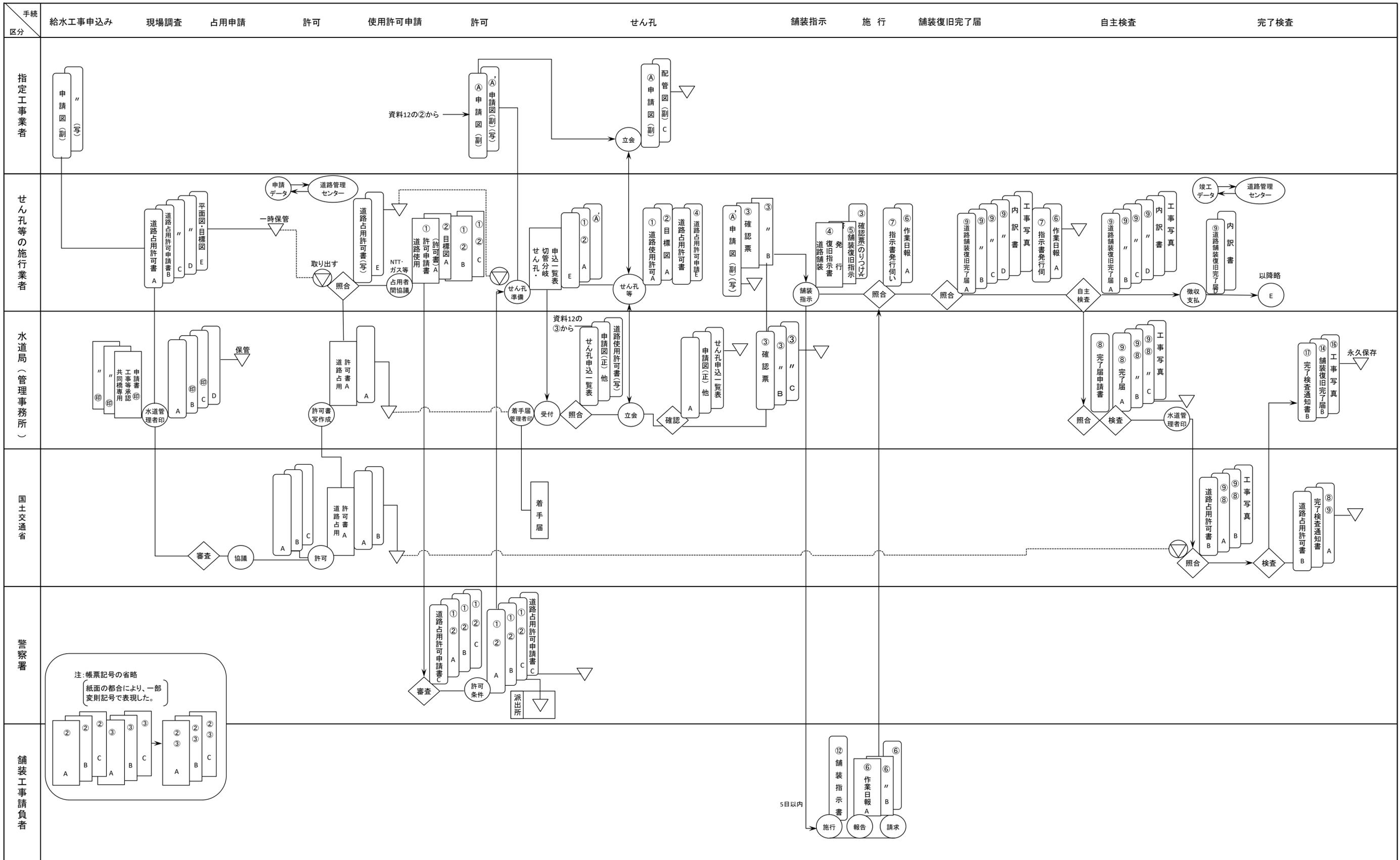
C : 配水管への取付口から水道メーターまでの給水装置工事 (分岐工事は含まない)

資料12 給水装置新設工事(メーターの増径を含む。)業務流れ図



注) 申込書 : 給水装置工事申込書
 申請図 : 申請配管図面及び使用材料 付近見取図
 配管図 : 給水装置完成配管図面 付近見取図及び使用材料

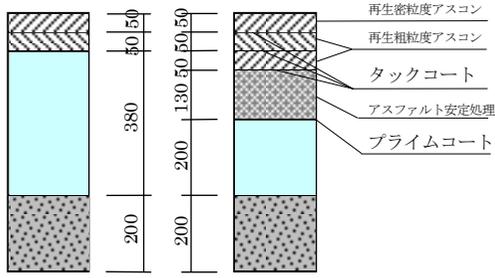
道路(国道)占用及び使用業務流れ図



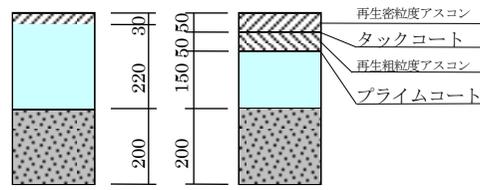
- 道路占用許可申込書内訳
- 道路占用許可申込書
 - 道路占用物件内訳書
 - 道路占用物件数量内訳書
 - 断面図
 - 路面復旧図
 - 平面図
 - 安全図
 - 作業工程表
 - 目標図

- 道路占用許可書内訳
- 警察協議書
 - 副申書
 - 出張所台帳
 - 許可書
 - 債権発生通知書
 - 許可通知書
 - 事務所台帳
 - 道路占用申請書内訳一式

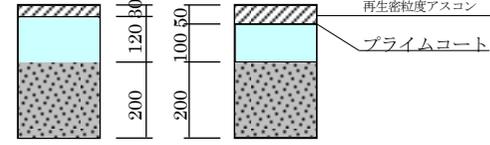
国道（車道）



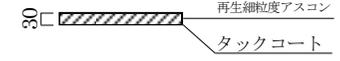
県道（車道）



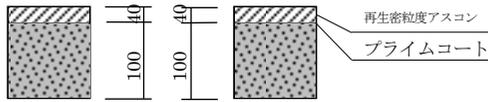
市道C号工（準幹線道路）



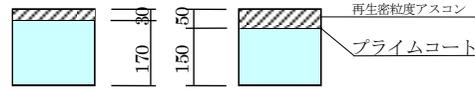
オーバーレイ



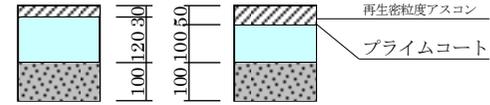
国道（歩道）



県道（歩道）

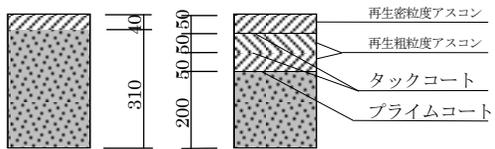


市道D号工（準幹線道路）

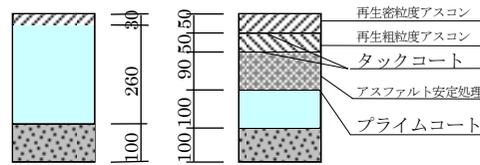


国道（歩道車乗入れ）

(B)



市道A号工（幹線道路）

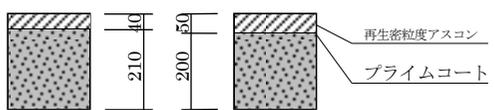


市道E号工（区画幹線街路）

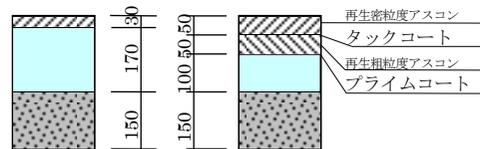


国道（歩道車乗入れ）

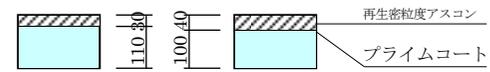
(A)



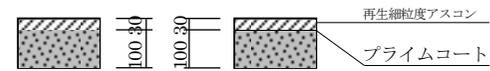
市道B号工（幹線道路）



市道F号工（一般区画街路）



市道G号工（歩道全般）

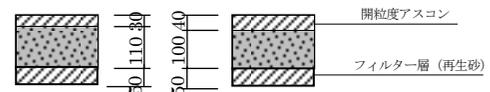


〔 左：仮舗装
右：本舗装 〕

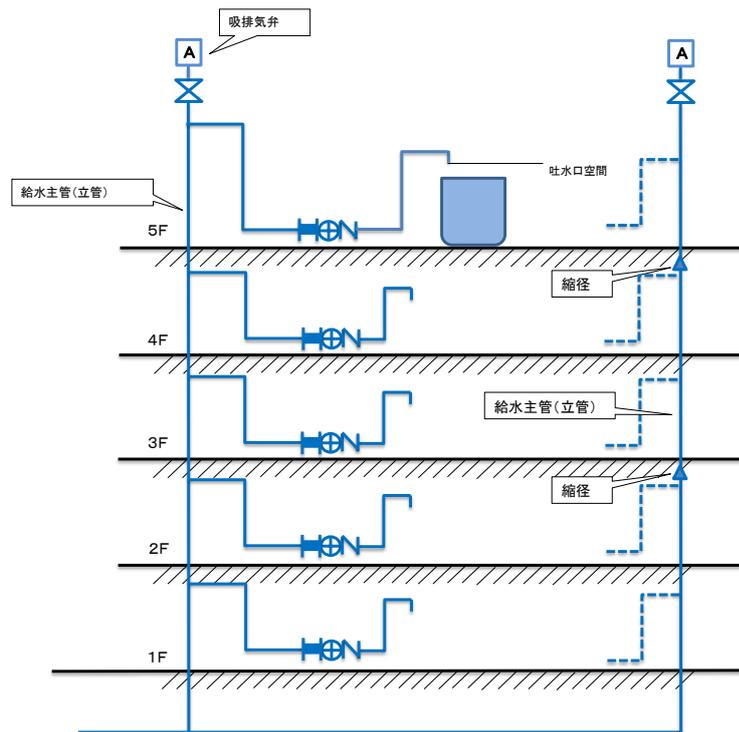
再生粒調砕石

再生砕石

透水性舗装（歩道）



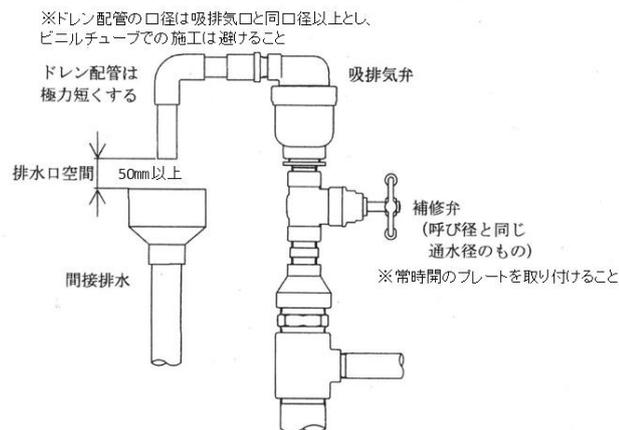
資料 1 5 直結給水における逆流防止システムについて（参考）



標準設置図（参考）

吸排気用具の必要吸気量の基準値（参考）※弁差圧2.9KPa時の値

立管口径	20	25	40	50	75
吸気量 (L/S)	1.5	2.5	7.0	14.0	33.4



吸排気弁の標準設置図（参考）

※ 直結給水における逆流防止システム設置のガイドラインとその解説より

資料 16 給水管取付替等の図面作成時の記入項目について

- 1 給水管取付替等の図面は、第 1 編第 2 章第 7 節「図面作成」に準じて作成し、給水装置完成配管図面記入例を参考に次のとおり記入する。

- 2 給水装置完成配管図面（様式 1-4-1 号）の記入項目
 - (1) 整理番号欄は、給水装置台帳番号を記入する。
 - (2) 設置場所欄は、給水装置所在地を記入する。
 - (3) 水道番号欄及び工事申込者の住所・氏名欄は、記入しない。
 - (4) 指定給水装置工事事業者欄は、「受注者」に変更し、受注者名を記入する。
 - (5) 工事名等の記入欄は、工事名、工事番号及び監督員名等を記入する。
 - (6) 図面の記入について
 - ア 縮尺は、1/200 を標準とする。ただし、広い敷地の場合は、敷地全体を 1/500 程度で図示し施工部分の詳細図を 1/200 で作成する。
 - イ 敷地境界及び建物の外郭等は、給水装置台帳図面を参考に記入し、建物名又は個人宅名を記入する。また、前面道路は道路幅を記入する。
 - ウ 新設給水管は赤の破線で記入し、撤去・放棄給水管は黒の破線で記入する。また、給水管の撤去部分は赤の×印を記入し、放棄部分は赤の斜線を記入する。
 - エ 既設給水管の記入は、給水装置台帳図面を参考に屋外のメーターまでとする。（屋外にメーターがない場合は屋外配管までとする。）
 - オ 配水管は、新設管及び撤去管・放棄管を配管記号に基づき黒色で記入する。また、配水管の撤去部分は黒の×印を記入し、放棄部分は黒の斜線を記入する。
新設管及び放棄管については埋設位置寸法及び口径・管種を記入し、新設管においては土被りも記入する。
 - カ 給水管取付替工事の場合は、設置した止水栓・仕切弁の設置位置寸法を道路の角、隣地境界と相対的に記入する。（配水管に対して直角直線状に止水栓が設置できない場合は、分岐箇所的位置寸法も記入する。）
 - キ 開発団地等の給水管引込工事の場合は、分岐箇所、引込位置、止水栓、仕切弁、管末等の位置関係を道路の角、下水枿、消火栓等と相対的に記入する。

ク 新旧配水管の分岐位置を示す記号「A (旧配水管)」、「A´ (新配水管)」を赤字で記入し、「AをA´に取付替」と赤字で記入する。

3 付近見取図及び使用材料（様式 1-4-2 号）の記入項目

- (1) 付近見取図への工事場所の表示は、敷地を赤線で囲み、内部を赤斜線で網掛けする。また、引き出し線にて「工事場所」と記入する。
- (2) 使用材料欄は、使用した主な材料を記入する。既設管に接続する工事の場合は、既設管口径を明確にするため接続材料（異径ソケット等）を、次に掲げる材料を使用する場合は、その製造情報を記入する。なお、製造年は西暦の下二けた表記とする。

ア 耐震型不断水 T 字管 . . . 製造会社、型式、製造年

イ 不断水 T 字管 . . . 製造会社、製造年

ウ 可とう式サドル付分水栓 . . . 製造会社

エ ソフトシール仕切弁 . . . 製造会社、製造年

- (3) 給水装置工事主任技術者確認事項欄への記入において、不断水 T 字管を使用する分岐工事で 1. 2 5 MP a、1 分間以上の水圧テストを実施した場合は、(1. 7 5 MP a 1 分間以上) に取り消し線を引く。
- (4) 給水装置工事主任技術者欄へ記入する者は、指定工事業者が広島市水道局へ届け出ている給水装置工事主任技術者のうちから選任し、その交付番号と氏名を記入する。

4 その他

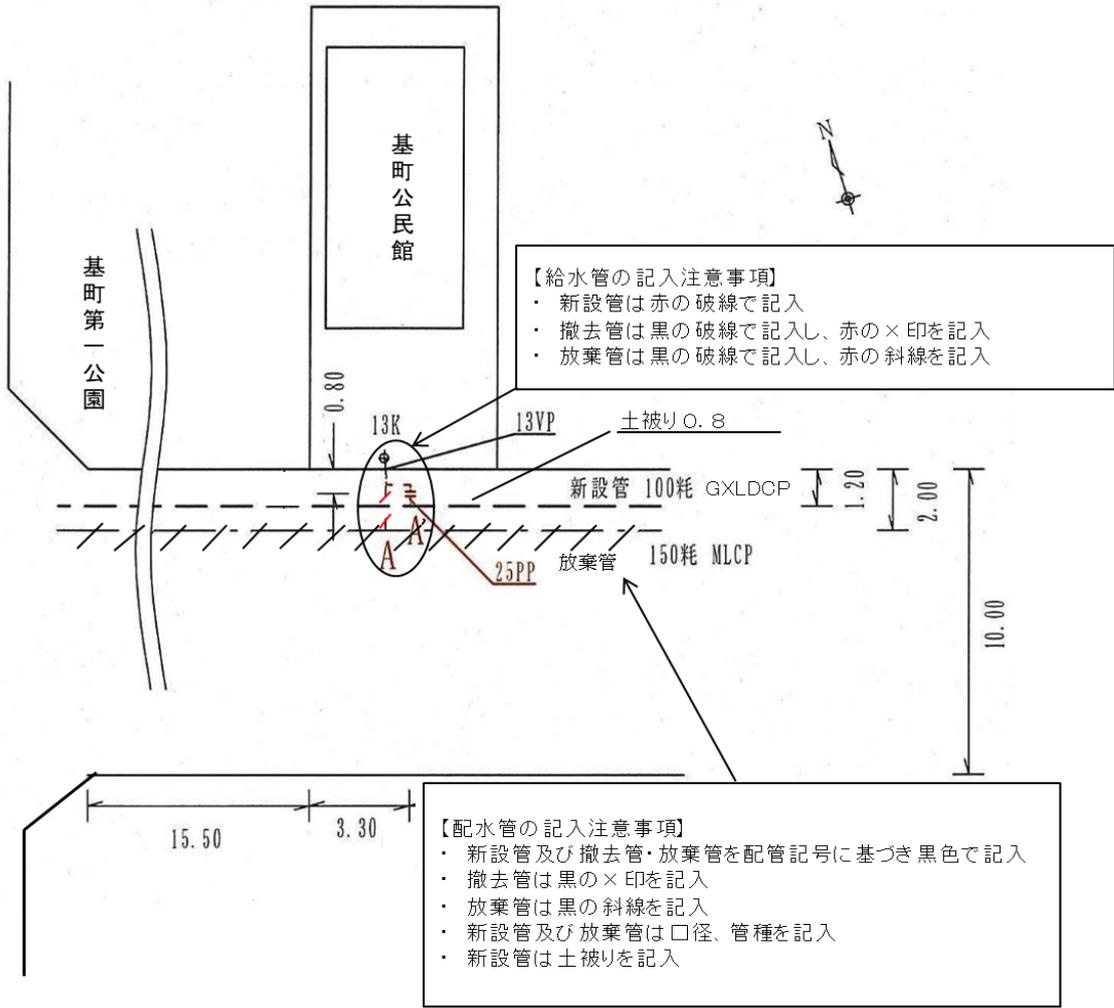
- (1) 図面に使用する用紙の紙厚は 8 1. 4 g/m²（メートル坪量）を標準とする。
- (2) 上記の各記入項目に定めのない事項については、管理者の指示に従うものとする。

給水装置完成配管図面（様式1-4-1号）記入例

様式1-4-1号

給水装置完成配管図面	整理番号 第 225-421-12345 号
設置場所 中区基町〇-〇	水道番号

(縮尺 1 / 200)



AをA'に取付替

工事申込者 住所 氏名	指定給水装置工事事業者 受注者 〇〇水道工事 株式会社
-------------------	---------------------------------------

令和元年度 〇〇〇 第 △△ 号 □□□□□□	監督員 保長 課所長 〇〇 〇〇 〇〇 月 日	完成図受付 年 月 日	残留塩素濃度確認 (0.1mg/l以上) 令和 年 月 日
----------------------------	-------------------------------	----------------	-------------------------------------

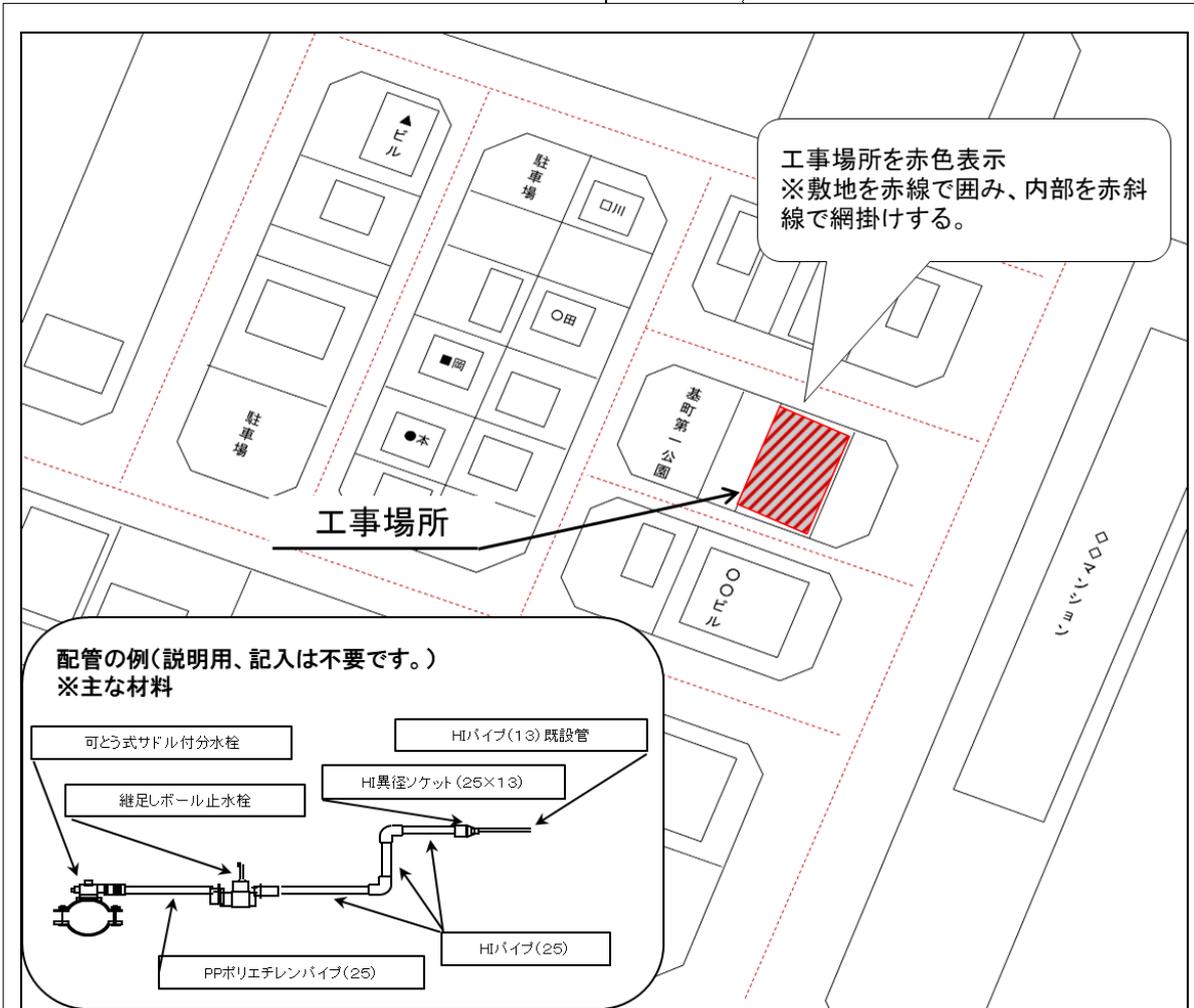
大きさ A4判、刷り色 黒

付近見取図及び使用材料（様式1-4-2号）記入例

様式1-4-2号

付近見取図及び使用材料

整理番号 第 225-421-12345 号



用 材 料				（ ○ 印は給水装置台帳 第				号の既設材料）				分岐年度				R1 年			
品 目	寸 法	数 量	単 位	品 目	寸 法	数 量	単 位	品 目	寸 法	数 量	単 位	品 目	寸 法	数 量	単 位				
可とう式サドル付分水栓 (前澤給装工業)	100×25	1	個	使用材料の製造情報を記入。記入例は、次のとおり。				分岐工事を行った日が属する年度を記入。											
継足しボール止水栓	25	1	個																
PP(ポリエチレン)パイプ	25	1	m	【製造情報記入例】															
HIパイプ	25	1.5	m	不断水用T字管(耐震) (コスモ工機、RSTCKS、18年)	100×75	1	個												
HI異径ソケット	25×13	1	個	不断水用T字管(一般) (大成機工、18年)	100×40	1	個												
				ソフトシール仕切弁 (クボタ、18年)	75	1	個												

既設管との接続材料を記入
(異径ソケット、銅管×铸铁管用ジョイント等)

給水装置工事主任技術者確認事項

1 給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に規定する基準に適合していることの確認を行っています。

確認日 令和 元年 8 月 21 日

2 水圧テスト (1.25MPa、1分間以上)

確認日 令和 元年 8 月 23 日

給水装置工事主任技術者 12345 号

水道 二郎

不断水T字管を使用する分岐工事で、1.25MPa 1分以上の水圧テストを実施した場合は取り消し線を引く

大きさ A4判、刷り色 黒

資料 1 7 給水装置に関する事項の沿革

年 月 日	事 項
昭和	
25. 4. 28	機構改革により復興局から分離し、水道局発足
26. 3. 29	安佐郡祇園町と給水協定（一部地区）
27. 7. -	給水幹線としてビニル管の布設開始（尾長町）
28. 11. -	一般給水装置へのビニル管使用開始
29. 6. -	口径13mm鋼管の使用規制（立上り部への使用禁止）
30. 4. 6	安芸郡府中町と給水契約（一部地区）
31. 4. 1	小口径13mm単口メーターの採用
5. 1	安芸郡戸坂村の広島市編入に伴い同村水道施設を安芸上水道組合から買収
9. -	黒鋼管の使用禁止
32. 4. -	口径13mm鋼管の使用禁止 メカニカル継手（MLCP）の使用開始
10. 1	全戸計量化着手
34. 10. 15	祇園町東原地区を給水区域に編入
12. 10	府中町と給水区域変更覚書締結
35. 4. -	鉛管の使用禁止
11. 12	祇園町のほぼ全域を給水区域に編入
37. 3. 31	全戸計量化完了
38. 4. -	小口径（13mm～40mm）のプラスチック成形（指示機構）の単箱複箱翼車型メーターの採用
10. -	共同住宅等における受水槽以下の装置の各戸検針、各戸徴収の開始
39. 10. -	メーター直結の伸縮止水栓（広島型）の設置開始
40. 4. -	小口径（13mm～40mm）の金属指示機構をプラスチック指示機構に改造開始
40. 12. 25	水道局南千田西町庁舎完成（メーター検査場移設）
41. 1. 1	伸縮止水栓（広島型）の全面設置の促進開始 メーターボックス（13mm～25mm）の寸法統一化
42. 4. -	大口径（50mm以上）のプラスチック成型（指示機構）の副管付メーターの採用
42. 12. 1	似島ポンプ所で通水式（似島町へ給水開始）
43. 5. -	壁付格納メーターボックス（広島型）の使用開始
44. 4. -	給水装置材料の局検査品目の縮小（直営水圧試験場閉鎖） 私設仕切弁蓋の採用
45. 4. 1	道路内分岐配管工事の指定工事店施行開始（局施行の廃止） 工事完了検査をメーター設置後に変更 道路内配管用ビニル管を耐衝撃性硬質塩化ビニル管（HIVP）に変更 道路内配管の給水管及び配水管取付分水栓の口径を20mm以上に変更

年 月 日	事 項
昭和	
45. 4. 1	大口径メーターに堅型ウォルトマン式を追加採用
5. -	直読式メーターの採用
8. 1	施設整備納付金制度を制定
9. 10	工事用水（臨時用）の認定計量制（ラベル使用）開始
46. 4. 1	指定材料の局検査廃止、組合一括購入開始 安佐郡沼田町の広島市編入に伴い同町簡易水道事業を承継（沼田分室を開設）
7. -	タイトン型鑄鉄管の採用
9. 6	構造規程の一部改正（口径40mmの不断水用T字管の採用、道路上止水栓を宅地内設置へ変更、口径50mmを分岐の場合は、仕切弁までを75mmの鑄鉄管とする等）
25	「受水そう以下の装置の設置基準」制定（受水槽の完全埋没型の禁止等）
10. 6	水道用亜鉛メッキ鋼管の使用を禁止 硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VB）の使用承認 （口径13mmも使用承認）
12. 1	受水槽以下の装置の指導立会開始
47. 4. 1	安佐郡可部町の広島市編入に伴い同町水道事業を承継（可部営業所を開設） メーター取替え工事を組合へ一部委託
8. 1	施設整備納付金額の改定
27	安佐郡祇園町の広島市編入に伴い同町水道事業を承継
48. 3. -	定流量弁の設置開始
20	安佐郡安古市町、佐東町の広島市編入に伴い安佐水道企業団水道事業を承継 （安古市営業所を開設、沼田分室を廃止） 安佐郡高陽町の広島市編入に伴い同町水道事業を承継 安芸郡瀬野川町の広島市編入に伴い同町水道事業を継承（瀬野川営業所を開設）
4. 25	道路内の給水管分岐工事の組合センター部委託施行開始
6. -	漏水探知装置（漏探）設置工事完了（277箇所）
7. 23	渇水対策本部設置（8.16～9.13異常渇水による本市初めての10%給水制限実施）
10. 22	高田郡白木町の広島市編入に伴い同町井原市、堀越、吉永地区簡易水道事業を承継
49. 2. -	メーター及び止水栓カップリング用ガスケットの材質変更（天然ゴム布2枚入りを廃止し合成ゴムとする。）
4. 1	メーター管理業務を電算化（広島市委託）
6. -	メーターボックス（13mm～25mm用）の通路用（FCD）採用
7. -	漏水測定器（ピット）設置工事完了（318箇所）
11. 1	安芸郡安芸町の広島市編入に伴い安芸水道企業団へ加入
50. 3. 20	安芸郡矢野町・船越町の広島市編入に伴い安芸水道企業団へ加入

年 月 日	事 項
昭和	
50. 5. 14	メーターボックス内の漏水修理（カップリング）の無料化
9. 1	施設整備納付金額及び設計審査手数料等の改定
10. -	受水槽以下の各戸メーターまでの配管には、硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VB）を使用するよう指導開始
51. 4. -	西区井口沖埋立地において、可とう継手の使用開始
9. -	受水槽以下の各戸メーターまでの配管に、硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VB）の使用の義務付け
12. 15	昭和53年 3月31日までの間、受水槽以下の各戸メーターに限り、盗水防止用伸縮止水栓を使用
52. 2. 18	凍結破裂対策本部設置（2. 16～2. 22破裂受付件数21, 823件）
4. 1	耐寒型メーターボックス採用 伸縮止水栓取付業務の組合委託開始
6. 1	給水栓のパッキン取替えを有料化
12. 1	凍結対策として立上り管の口径を20mm以上に指導規制（使用材料は、H I V P又はSGP-VBとする。）
53. 4. 1	宅地内給水管（立上りを含む。）修繕工事の組合施行開始 〔取扱い〕 （1）修繕工事に必要な給水装置台帳の写しは、無料交付とする。 （2）簡易な修繕工事にあつて、工事申込みが不要と認められるときは、修繕箇所を給水装置台帳へ写して赤線で記入のうえ、所管の営業所へ提出し、営業所の給水工事係において台帳修正する。 （3）工事申込みが必要と認められるときは、所管の工事事務所及び営業所と協議のうえ修繕工事後に申込書を営業所へ提出する。 （4）不用栓があるときは、工事事務所に届け出て、撤去確認書を作成のうえ、分水栓止めとし、撤去完了後、工事事務所で清算し確認書を営業所へ送付する。営業所は、給水装置台帳を除去処分する。
6. 1	構造規程を一部改正し、防凍対策として立上り管の口径を20mm以上とするよう指導してきたものを義務付け 道路内配管の給水管及び配水管取付分水栓の口径を25mm以上に変更（13mm～20mmの廃止）
10	伸縮止水栓を改造したねじ込み形副栓付伸縮止水栓の使用開始（この場合に限りメタル入りバルブソケットの使用も承認する。）
9. 7	渇水対策本部設置（9. 15～9. 20異常渇水による10%給水制限実施）
54. 2. 1	太陽熱利用機器の承認

年 月 日	事 項
昭和	
54. 4. 1	機構改革により、給水課に第一～第四給水工事係及び量水器係を設け、メーターの維持及び電算管理の体制を確立 「給水装置及び受水そう以下の装置の工事の設計・施行に関する取扱要綱」の制定（「受水そう以下の装置の設置基準」の廃止）受水槽以下の装置であって、一括メーターの場合にあつては、指導立会を廃止（6か月間は、申し出により中間検査に立会）し、各戸メーターの場合にあつては、受水槽設置後、指定工事店が自主検査を行い、局の監督が中間指導立会をしたうえ、メーター設置後、それぞれ完了検査を行うことに変更
6. 1	施設整備納付金額の改定
55. 4. 1	政令指定都市移行に伴う区制施行により、新たに中区・東区・南区及び西区に営業所開設
7. 1	高陽浄水場で通水式（高陽町・可部町の一部へ給水開始）
8. 1	設計審査手数料及び工事検査手数料の改定（口径13mmの給水栓の増設、位変及び25mm以下の臨時用に特例を設定） 自家用給水施設等の改良工事資金融資制度発足
56. 1. -	止水栓コマパッキンの材質をニトリルゴム（N B R）のみに使用規制（ウレタンゴムの使用中止） パイプシャフト用保温メーターボックスの採用
56. 2. 27	凍結破裂対策本部設置（2.26～3.4破裂受付件数16,486件）
4. 1	凍結破裂防止のため、凍結のおそれのある立上り管へポリインサートチューブの挿入を指導規制（安佐北区管内のみ義務付） 水栓柱に使用する管の材質変更（ビニル管の使用を禁止し、ポリエチレン管を使用することに変更）
9. 1	大口径メーター用鉄蓋の改良（蝶番付の採用） 壁付メーターボックスの改良（保温力の強化）
57. 4. 1	メーター電算管理業務を直営施行 「給水装置等の設計施工事務取扱要綱」の制定（「給水装置及び受水そう以下の装置の工事の設計・施行に関する取扱要綱」の廃止）受水槽以下の装置に各戸メーターを設置する場合は、請書を提出 メーターの口径が40mm以上のときは、受水槽定水位弁のパイロット部に電磁弁を設置 2階立上りの根元等の止水栓をボール式に変更
6. 1	安芸水道企業団との合併により、同水道事業を承継（安芸営業所を開設、瀬野川工事事務所を廃止）
7. 5	渇水対策本部設置（7.8～7.16異常渇水による20%給水制限実施）
11. 2	ポリエチレン伸縮管を正式採用
15	確認書（施設整備納付金が伴う場合の給水装置撤去の有無）の提出開始
58. 1. 5	口径75mm×25mmのサドル付分水栓（JWWA B 117-A S）の採用

年 月 日	事 項
昭和	
58. 4. 1	<p>太陽熱利用・逆流防止装置付湯水混合栓「型1・型2・型3」の使用承認 口径40mmの伸縮止水栓をボール式に変更 メーター検満取替業務の全面組合委託 組合共同購入品目数量表を給水装置工事申込書へ添付開始 私有幹線（口径 100mm以上）に地下式消火栓の設置を承認</p>
4. 28	<p>ポリ粉体ライニング鋼管（JWWA K 132）の使用承認（継手を除く。）</p>
6. 1	<p>施設整備納付金額の改定 受水槽設置状況調査開始</p>
9. 1	<p>給水装置工事に係るアスファルト舗装復旧工事を組合施行（指令）に変更 広島市道路復旧工事施行基準の一部改正（S. 58. 4. 1）に伴い、従来、舗装業者が施行していた路盤工を掘削工事施行者が施行することに変更</p>
10. 1	<p>受水槽等の清掃に係る給水契約の受け付けを、組合経由から営業所受付に変更（一括、各戸メーターを問わず全件徴収し、一括メーターにあつては、次回検針分から水量を差引く。）</p>
12. 1	<p>県の「簡易専用水道監視指導要領」の制定に伴い、簡易専用水道設置状況の報告（各四半期終了後）制度開始</p>
59. 5. 1	<p>受水槽等清掃用臨時給水の使用水量認定方法の変更</p>
7. 1	<p>太陽熱利用温水器（開放型）の設置位置を、標準高さ以外であっても、限定条件付及び誓約書（様式7号）添付で承認</p>
11. 9	<p>渴水対策本部設置（11. 13～12. 6異常渴水による5%給水制限実施）</p>
12. -	<p>防凍対策として、低温（自動）作動弁を備えた装係器具は、ヒーター方式に改良するよう製造、販売者に指導通達</p>
12. 26	<p>老朽給水管の塗装（ライニング）による更生工法（A・S及びN・P・C工法に限る。）の承認 蓄圧式高置水槽（ブチルゴム製ブラダー内蔵）による給水方式の承認（官公署に限定承認）</p>
60. 2. 1	<p>東区福田、馬木地区への給水開始</p>
3. 20	<p>佐伯郡五日市町の広島市編入に伴い、同町水道事業を承継（配水部佐伯事務所を開設）</p>
4. 1	<p>3階建建築物の直結給水を本格実施 「給水装置等の設計施工事務取扱要綱」の一部改正 非住宅についても、受水槽以下の装置の各戸検針、各戸徴収を開始 一般専用住宅における複数トイレの給水単位を単数算定化 凍結破裂防止のための、立上り管へのポリインサートチューブの挿入を全市義務付け 可とう式サドル付分水栓、ねじ込み形甲型止水栓、ねじ込み形ボール止水栓等の採用 給水装置の新設から会計事務まで（水道料金及び工事店関係の収入等）の業務をオンライン・OCR化</p>

年 月 日	事 項
昭和	
61. 2. 6	受水槽以下の装置で埋設部分を除いた箇所への合成樹脂ライニング鋼管（SGP-VA、PA）の使用承認 硬質塩化ビニルライニング鋼管用管端コアの使用承認
6. 20	老朽給水管の塗装（ライニング）による更生工法に、A・R工法を追加承認
8. 7	ポリエチレン粉体ライニング鋼管（SGP-PD）の使用承認 硬質塩化ビニルライニング鋼管用内面防食継手及びポリエチレン粉体ライニング鋼管用外面被覆継手、内面防食継手の使用承認
62. 4. 1	（財）広島市水道サービス公社の設立
6. 17	給水装置に係わる器具等の承認制度を登録制度に変更
12. 4	金輪島で通水式（金輪島へ給水開始）
63. 1. 13	老朽給水管の塗装（ライニング）による更生工法に、NSK工法を追加承認 合成樹脂ライニング鋼管（SGP-VD）の使用承認
平成	
1. 2. 21	給水装置材料の一部（ライニング鋼管、ビニル管、継手等）の承認制度を登録制度に変更 減圧弁の使用承認
2. 1. 25	樹脂製地中式メーターボックスの使用承認
6. 28	電動ボール弁の使用承認
8. 22	浄水器を登録品目として使用承認
3. 12. 1	4階以上の建築物を対象に併用方式を実施 受水槽を設置する建築物に非常用直結給水栓の設置を実施
5. 4. 1	口径50mmの分岐引込みを実施
10. 1	メーター下流側に逆止弁の設置を義務付け
6. 7. 14	渇水対策本部設置（7. 19～10. 24異常渇水により最大20%の給水制限実施）
8. 4. 1	組織改正により、8営業所から6工事事務所へ再編 5階建建築物の直結給水を実施 「4・5階直結給水施行基準」の制定
9. 10. 1	「給水装置工事的材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程」の制定（「給水装置の構造、材質、検査等に関する規程」の全部改正）
10. 1. 5	口径13mm～25mmのメーター周りの使用材料の変更（ボール伸縮止水栓、メーター用逆止弁の採用）
10. 4. 1	「広島市水道局指定給水装置工事事業者規程」の制定（「広島市水道局指定工事店規程」の全部改正） 「給水装置等の設計施工事務取扱要綱」の全面改正
11. 7. 1	口径50mm以下の分岐引込管の管種に水道用ポリエチレン二層管を採用
11. 7. 6	平成11年6月29日からの集中豪雨災害の被災者に係る手数料等の減免について開始（6ヶ月間）

年 月 日	事 項
平成	
12. 4. 1	10階程度の高層建築物を対象に直結増圧給水を実施 「中高層建物直結給水施行基準」の制定（「4・5階直結給水施行基準」の全部改正） 受水槽を有する既設建築物の直結切り替えを促進するため、融資枠を拡大 受水槽以下の装置に設置する各戸メーターの設置基準を改正（ポンプ直送方式での各戸検針、各戸徴収の開始）
14. 4. 1	ポリインサートチューブの製造中止に伴う要綱からの削除
15. 3. 31	水道メーターまでの鉛給水管の取替え工事について施工完了（平成12年4月より取り組み）
16. 4. 1	水道局ホームページからの給水装置工事申込書等様式のダウンロードサービス開始
17. 4. 25	旧佐伯郡湯来町との合併に伴い、広島市から同町簡易水道等事業の管理運営を受任
18. 4. 1	「中高層建物直結給水施行基準」の直結給水建物の計画一日使用水量の撤廃
20. 4. 1	完成配管図面の電子ファイリング化開始
21. 2. 9	安佐北工事事務所、高陽浄水場敷地内へ移転
21. 4. 1	給水装置台帳電子ファイリングシステムの運用開始
22. 4. 1	「中高層建物直結給水施行基準」の直結直圧給水建物の階数制限の撤廃
23. 3. 31	（財）広島市水道サービス公社解散 自家用給水施設等の改良工事資金融資制度廃止
23. 4. 1	計量法（省令）改正に伴いJIS規格水道メーターへ移行
23. 4. 4	東日本大震災の被災者に係る手数料等の減免を開始（21ヵ月間）
24. 11. 1	サドル付分水栓（40mm・50mm分岐用）の限定的な使用を解除
25. 4. 1	不断水用T字管（40mm・50mm分岐用）使用時の防食用密着コア装着の義務付け
26. 4. 1	組織改正により、6工事事務所を廃止し、4管理事務所を開設
26. 8. 22	8. 20豪雨災害の被災者に係る手数料等の減免を開始（25ヵ月間）
29. 4. 1	耐震型不断水用T字管の使用承認
30. 7. 13	平成30年7月豪雨の被災者に係る手数料等の減免を開始（25ヵ月間）
令和	
1. 10. 1	水道法改正により、指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制を導入
3. 8. 1	給水装置工事に関する申請書等の押印を廃止（「給水装置台帳閲覧・写しの交付願」を除く。）
3. 8. 19	令和3年8月11日からの大雨の被災者に係る手数料等の減免を開始
6. 4. 1	直結増圧方式における2ユニット以上の直列設置（直列多段型）の採用